

(案)

犬山市下水道事業経営戦略 付属資料

令和7年3月 犬山市都市整備部下水道課

目次

第1章 犬山市の下水道事業	1
1-1 犬山市の下水道事業の概要	1
1-2 犬山市の下水道事業の現状分析	3
第2章 犬山市の下水道事業の課題	5
2-1 今後の下水道整備の課題	5
2-2 今後の維持管理に関する課題	5
2-3 今後の経営状況に関する課題	6
第3章 下水道計画区域の見直し	7
3-1 計画区域を見直す理由	7
3-2 当初の下水道計画区域の考え方	11
3-3 下水道計画区域の見直し案	12
3-4 見直しによる効果	14
3-5 住民説明	15
第4章 経営戦略の改定	19
4-1 現経営戦略から見直す趣旨	19
4-2 経営戦略の改定に向けた検討事項	20
4-3 経営戦略の見直し内容	21
4-4 将来の事業環境	24
4-5 経営の効率化及び健全化に向けての取組	26
4-6 経費回収率の向上に向けたロードマップ	30
第5章 下水道使用料の改定	32
5-1 下水道使用料の考え方	32
5-2 使用料改定の基本的事項	33
5-3 犬山市の下水道使用実績	36
5-4 下水道使用料の改定	37

別添資料 用語集

第1章 犬山市の下水道事業

1-1 犬山市の下水道事業の概要

【全体計画】

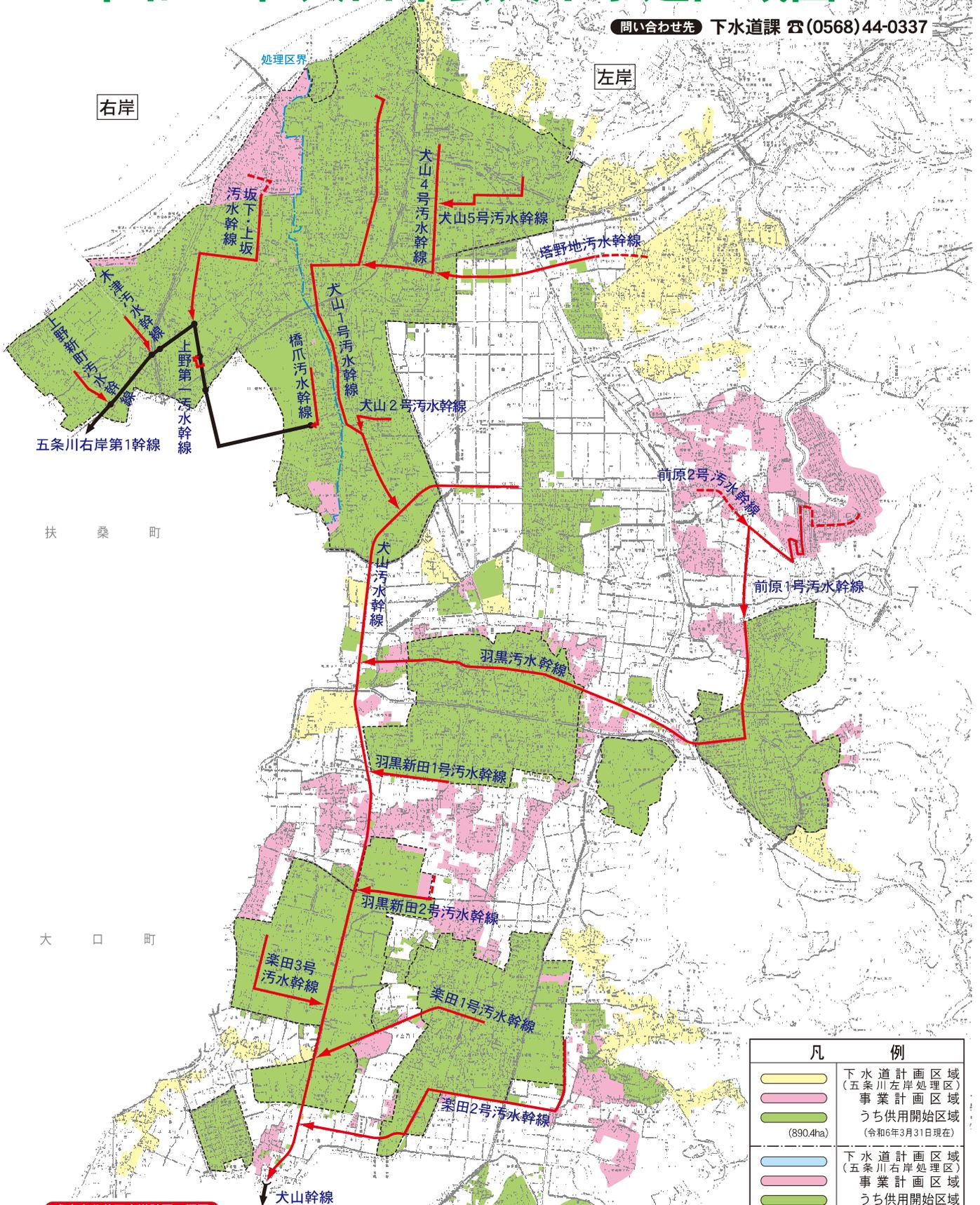
計画区域面積	1,545ha (都市計画決定)
行政区域内人口	70,500人 (令和7年度)
計画処理人口	63,620人 (令和7年度)
事業開始	昭和57年度 (1982年度)
供用開始	平成元年度 (1989年度)

【整備の状況(令和5年度末時点)】

整備面積	1,123ha
整備率 (整備面積/計画面積)	72.7%
行政区域内人口	50,970人
下水道接続人口	44,272人

令和6年 犬山市公共下水道区域図

問い合わせ先 下水道課 ☎(0568)44-0337



犬山市公共下水道計画の概要

項目	五条川左岸処理区			五条川右岸処理区		
	都市計画決定	下水道法事業計画	都市計画事業認可	都市計画決定	下水道法事業計画	都市計画事業認可
告示・認可 年月日	当初 昭和57年3月5日	昭和57年6月8日	昭和57年8月13日	平成14年11月26日	平成17年3月29日	平成17年3月29日
年月日	最終 令和2年12月28日	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和2年12月28日	令和8年3月31日	令和8年3月31日
計画処理面積	1,287ha	1,124ha	1,124ha	258ha	258ha	258ha
計画人口*	51,170人	36,040人	36,040人	12,450人	11,777人	11,777人
計画汚水量**	31,446m ³ /日	22,470m ³ /日	22,470m ³ /日	7,068m ³ /日	6,385m ³ /日	6,385m ³ /日
排除方式	分 流 式					

注) 表中の※の値は全体計画値

凡 例	
	下水道計画区域 (五条川左岸処理区)
	事業計画区域
	うち供用開始区域 (令和6年3月31日現在) (890.4ha)
	下水道計画区域 (五条川右岸処理区)
	事業計画区域
	うち供用開始区域 (令和6年3月31日現在) (222.7ha)
	処 理 区 界
	市 街 化 区 域
	幹 線 管 き よ
	幹 線 未 整 備
	流 域 幹 線 管 き よ

1-2 犬山市の下水道事業の現状分析

近隣市町などとの下水道事業の比較を行い、犬山市の現状を整理します。
 なお、本節における比較はすべて令和3年度時点です。

1)比較する犬山市の近隣市町・類似団体

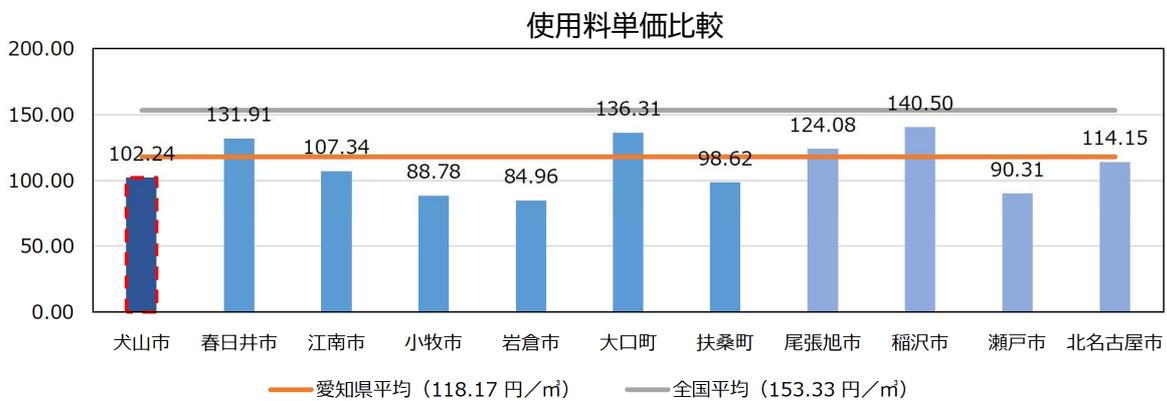
近隣市町			類似団体		
市町名	処理区域内人口	処理場の保有状況	市名	処理区域内人口	処理場の保有状況
犬山市	51,758 人	—	尾張旭市	70,980 人	有
春日井市	213,979 人	有	稲沢市	59,136 人	—
江南市	42,503 人	—	瀬戸市	86,974 人	有
小牧市	115,850 人	—	北名古屋市	44,363 人	—
岩倉市	33,746 人	—			
大口町	23,295 人	—			
扶桑町	16,965 人	—			

※出典：総務省 下水道事業経営指標
 令和3年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

※類似団体は、総務省の令和 3 年度「経営比較分析表」における処理区域内人口 3 万人以上、10 万人未満の近隣市を抽出しました。

2)下水道使用料単価

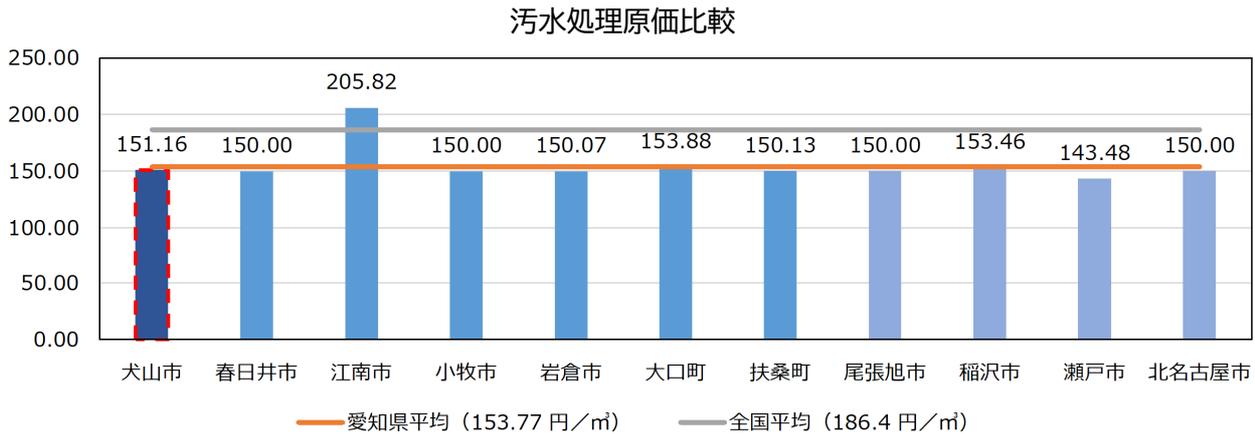
- ✓ 犬山市の使用料単価は、102.24 円/m³であり、近隣市町(84.96～136.31 円/m³)の平均程度です。
- ✓ 類似団体(瀬戸市以外)および愛知県平均(118.17 円/m³)、全国平均(153.33 円/m³)に比べ、使用料単価は安くなっています。(全国平均と比べて約 50 円/m³安)



※出典：総務省 下水道事業経営指標 令和 3 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

3) 汚水処理原価

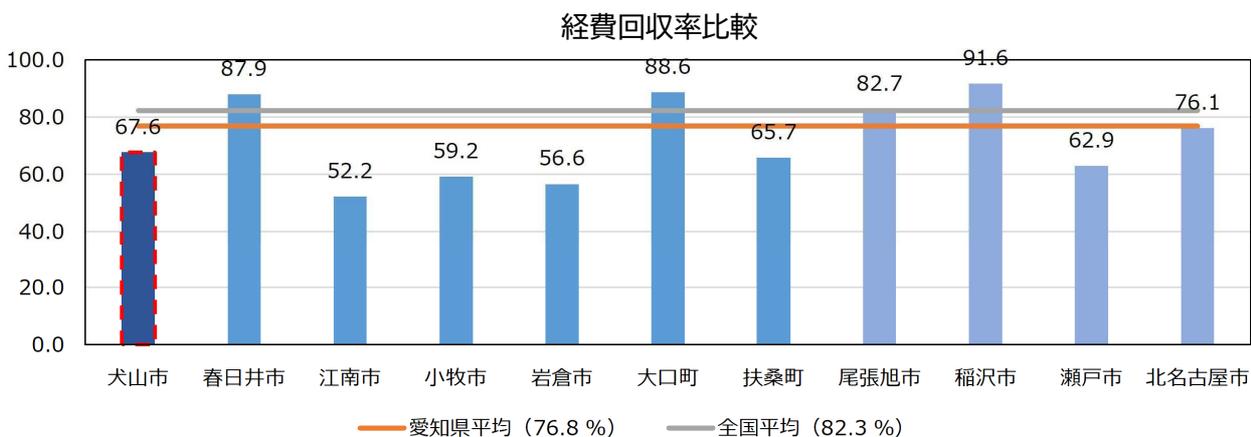
- ✓ 犬山市の汚水処理原価は、151.16 円/m³であり、近隣市町および類似団体、愛知県平均(153.77 円/m³)と、同程度です。
- ✓ 全国平均(186.4 円/m³)に比べ、汚水処理原価が安くなっています。(全国平均と比べて約 35 円/m³安)



※出典:総務省 下水道事業経営指標 令和3年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

4) 経費回収率

- ✓ 犬山市の経費回収率は、67.6%であり、近隣市町(52.2~88.6%)の平均程度です。
- ✓ 類似団体(瀬戸市以外)および愛知県平均(76.8%)、全国平均(82.3%)に比べ、経費回収率は低くなっています。(全国平均と比べて約 15%低い)



※出典:総務省 下水道事業経営指標 令和3年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

第2章 犬山市の下水道事業の課題

2-1 今後の下水道整備の課題

国・県の方針

- 国の方針として、平成26年1月に「公共下水道未整備の10年概成」が掲げられている。
(令和8年度末まで)
※概成：地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種（下水道、集落排水、合併浄化槽）汚水処理施設の整備が概ね完了すること
- 県の方針として、「未整備地区における汚水処理の早期概成を踏まえた区域の徹底的な見直し」が掲げられている。

整備期間・費用

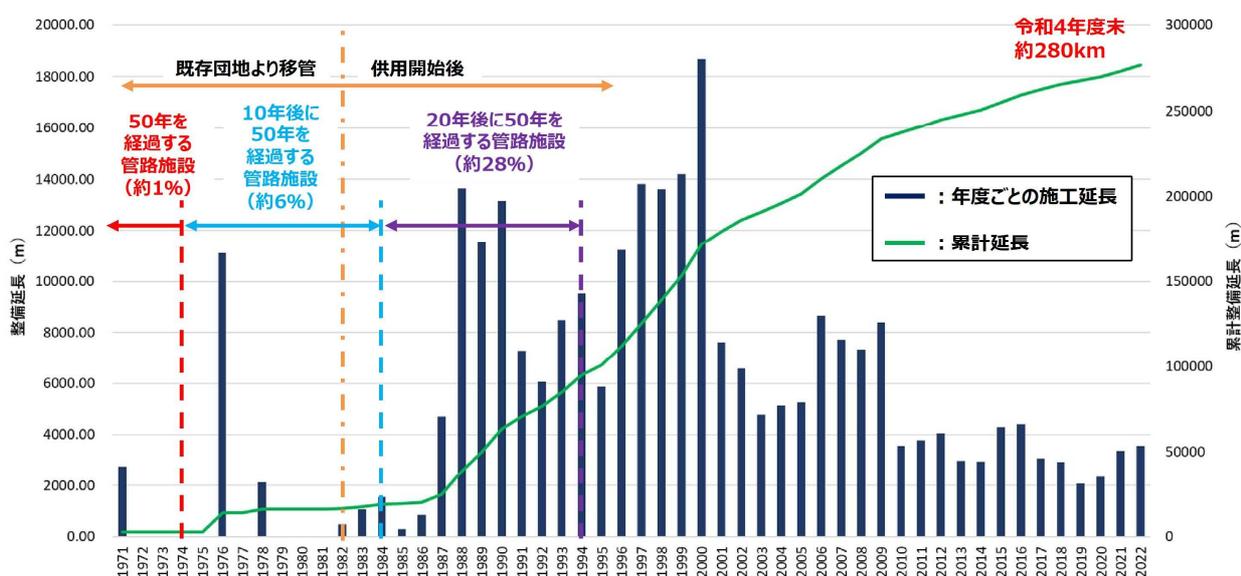
- 未整備区域が約400ha以上あり、整備完了までに長期の期間（約30年）と多額の費用（約100億円（R4年度以降））を要する。

補助事業

- 現在の下水道整備の大半が国の補助金を使用しており、国の方針（令和8年度末）以降、国からの補助事業が今まで通り継続される保証がない。

少子高齢化や人口減少等に伴う使用料収入の減少、老朽化施設の更新等を踏まえ、下水道事業の持続可能な運営の確保が必要です。上記の事項が課題となっていることから、下水道計画区域の在り方について検討します。

2-2 今後の維持管理に関する課題



2023年度時点で管路施設の標準耐用年数(50年)を約1%が経過しています。しかし今後、加速度的に老朽化が進行し、維持管理費や改築費の増加が見込まれます。(20年後までに35%程度老朽化が進行)

2-3 今後の経営状況に関する課題

犬山市下水道事業の経営状況

- 現状は多くの一般会計繰入金（下水道事業の運営のために、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの、主に都市計画税）を受けて事業運営を行っている（受けなければ事業運営が出来ない）。

下水道事業の在り方

- 独立採算の原則から、経費回収率100%以上であることが求められている。
※独立採算の原則：下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくことが原則とされている。

今後の犬山市下水道事業

- 下水道整備開始後40年近くが経過し、初期に整備した下水道管などのインフラの更新等が今後大きな財政ウエートをしめていく。
- 少子高齢化や人口減少などにより、今後一般会計からの繰入金の確保が厳しくなっていくことが予測される。

安定的な下水道事業運営(経営)は必要不可欠であるため、自己財源による下水道事業の経営を目指す必要があります。

第3章 下水道計画区域の見直し

安定的で持続可能な下水道事業運営のため、下水道計画区域を見直します。

3-1 計画区域を見直す理由

1) 整備費用

- ✓ 少子高齢化や人口減少等に伴う使用料収入の減少、老朽化施設の更新を踏まえ、下水道事業の持続可能な運営が必要です。
- ✓ 未整備区域(約 400ha 以上)の整備には、約 30 年(R35 年程度まで)を要しますが、国は R8 年度までの概成を掲げており、補助金が継続される保証がありません。その場合、整備費をすべて市で賄う必要があります。



下水道事業の持続可能な運営のため、下水道として整備する区域を見直す必要があります。

2) 下水道施設の老朽化

- ✓ 犬山市の既存下水道管は、2023 年度時点で標準耐用年数(50 年)を約 1%が経過しています。
- ✓ 今後、加速度的に標準耐用年数を超える既存下水道管が増加し、30 年後には約 72%の既存下水道管が標準耐用年数を経過する見込みです。



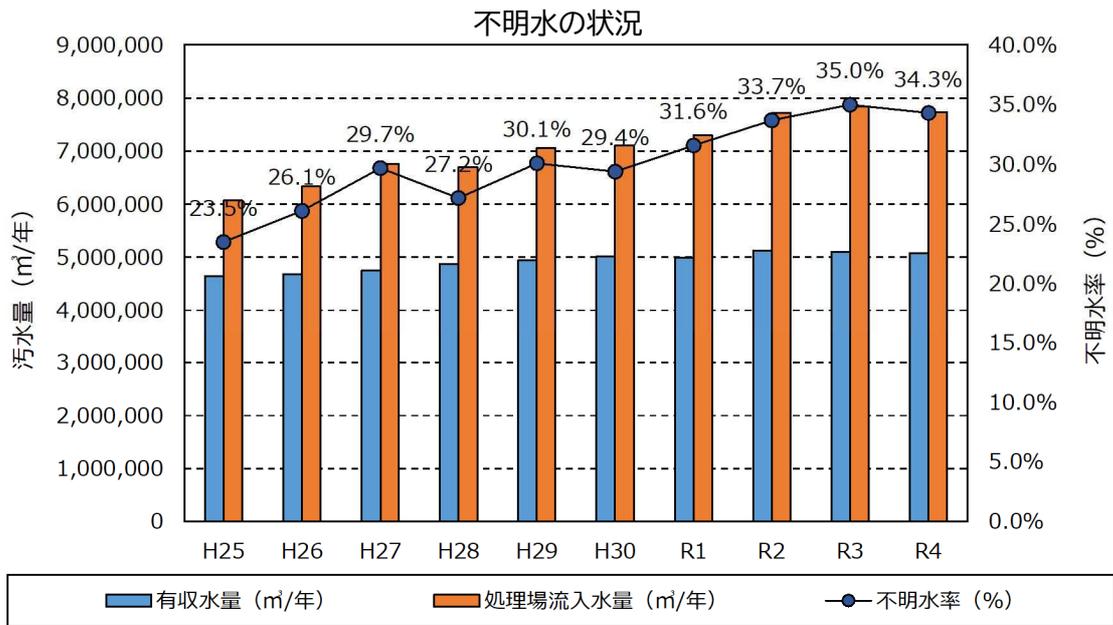
今後、既存下水道管の老朽化に伴い、改築が必要となるため、改築費が増加します。

3) 不明水の増加

- ✓ 不明水とは、下水道管の老朽化によるひび、隙間から地下水などが流入した水量です。
- ✓ 直近 10 年(H25～R4)の犬山市公共下水道事業における不明水率は、23.5～35.0%と増加傾向で、老朽化による影響が確認されています。
- ✓ 下水道管の長寿命化及び老朽化による不明水の削減を図るため、下水道ストックマネジメント計画を作成し、下水道管の更生工事による改築を計画的に進めています。
- ✓ 令和4年度からは改築事業費を増額して年2億円程度を実施しています。今後は、さらに対策の加速化を図る必要があります。



不明水の流入に伴い、汚水処理費が増加するため、下水道管の改築(不明水対策等)を優先的に進める必要があります。



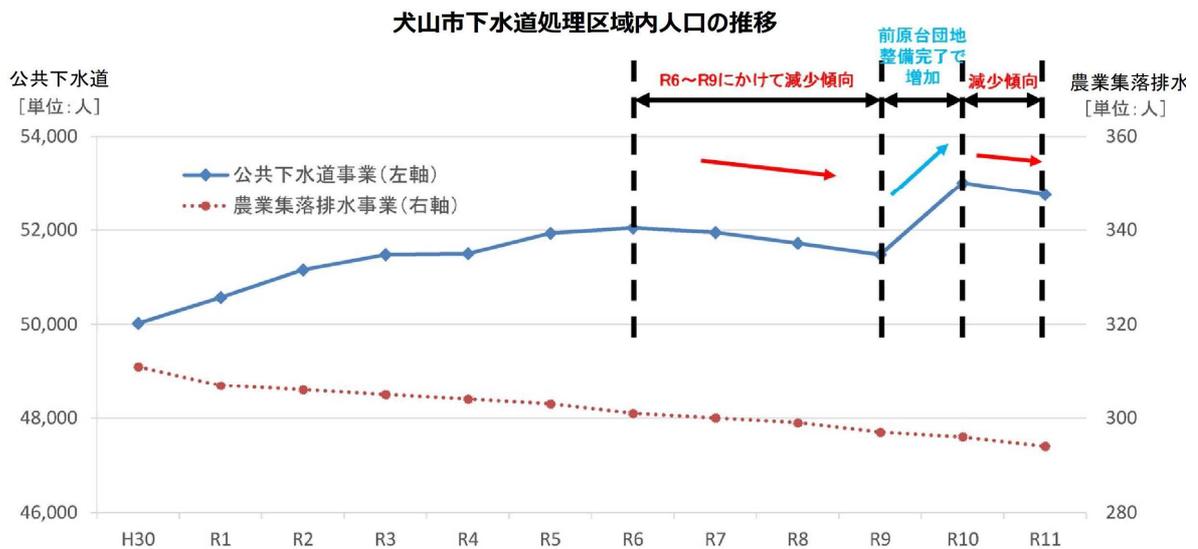
不明水率の算出方法：不明水量 ÷ 処理場流入水量
 不明水量の算出方法：処理場流入水量 - 有収水量

4)人口減少

- ✓ 犬山市の下水道処理区域内人口は、R10 年度に前原台団地の下水道一斉接続を予定しており一時的に増加しますが、R6～R9 年度、R10 年度以降においては減少する見込みです。



下水道に接続している人口が減少し、下水道使用料収入の減少が懸念されます。

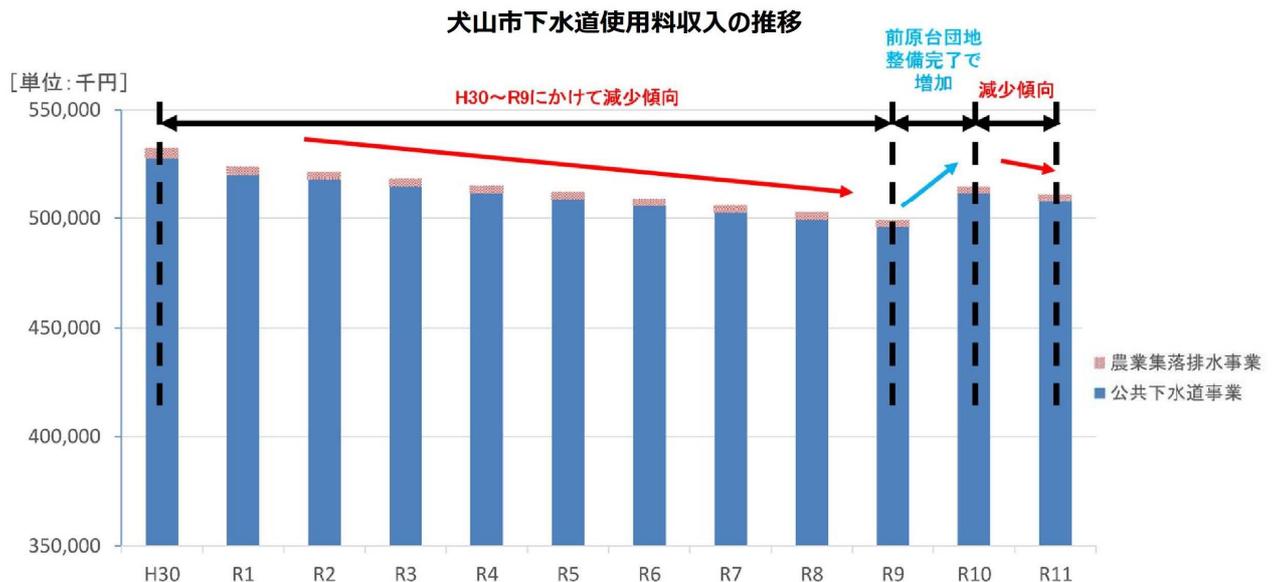


5) 下水道使用料収入の減少

- ✓ 犬山市の下水道使用料収入は、R10 年度に前原台団地の下水道一斉接続を予定しており、下水道処理区域内人口同様に一時的に増加する見込みですが、H30～R9 年度、R10 年度以降においては減少する見込みです。



下水道使用料収入が減少するため、経費回収率の更なる低下が懸念されます。



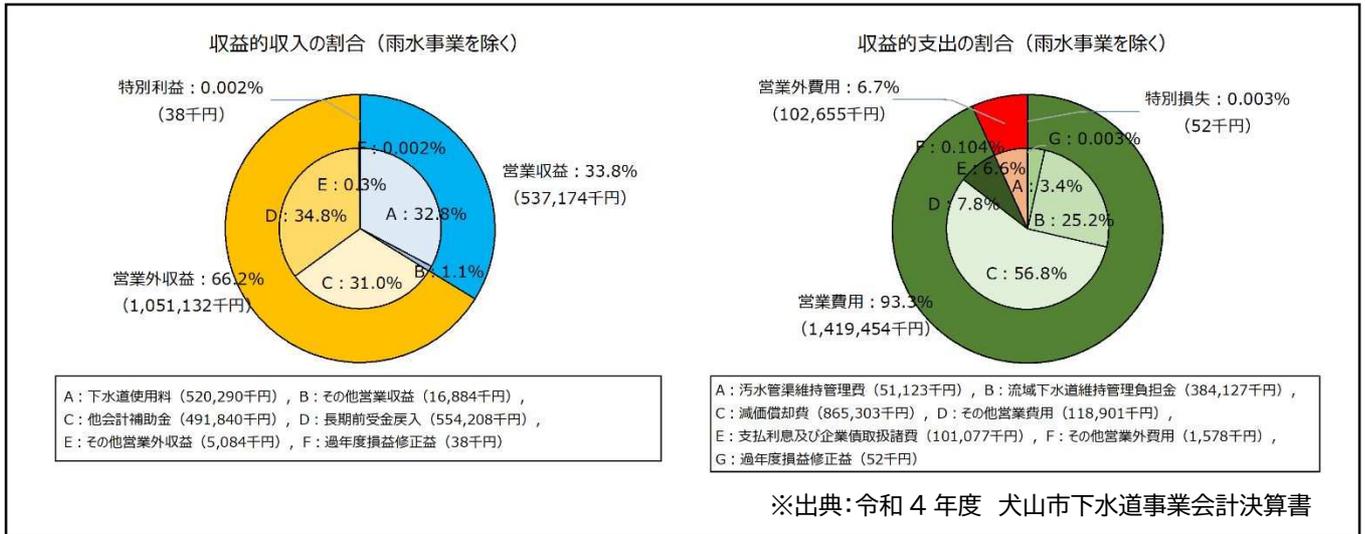
6) 収支の改善

① 収益的収支

- ✓ 収益的収入は、主事業によって得られる営業収益の下水道使用料は約 30%程度で、ほとんどを営業外収益の長期前受金戻入や一般会計からの繰入金である他会計補助金により賄っています。(R4 年度決算)
- ✓ 収益的支出は、汚水管渠維持管理費および流域下水道維持管理負担金が約 30%です。今後、既存施設の老朽化に伴う不明水の増加により、流域下水道維持管理負担金の増加が懸念されます。



下水道施設の老朽化による維持管理負担金の増加や下水道使用料収入の減少により、犬山市の一般会計の負担が大きくなることが懸念されます。

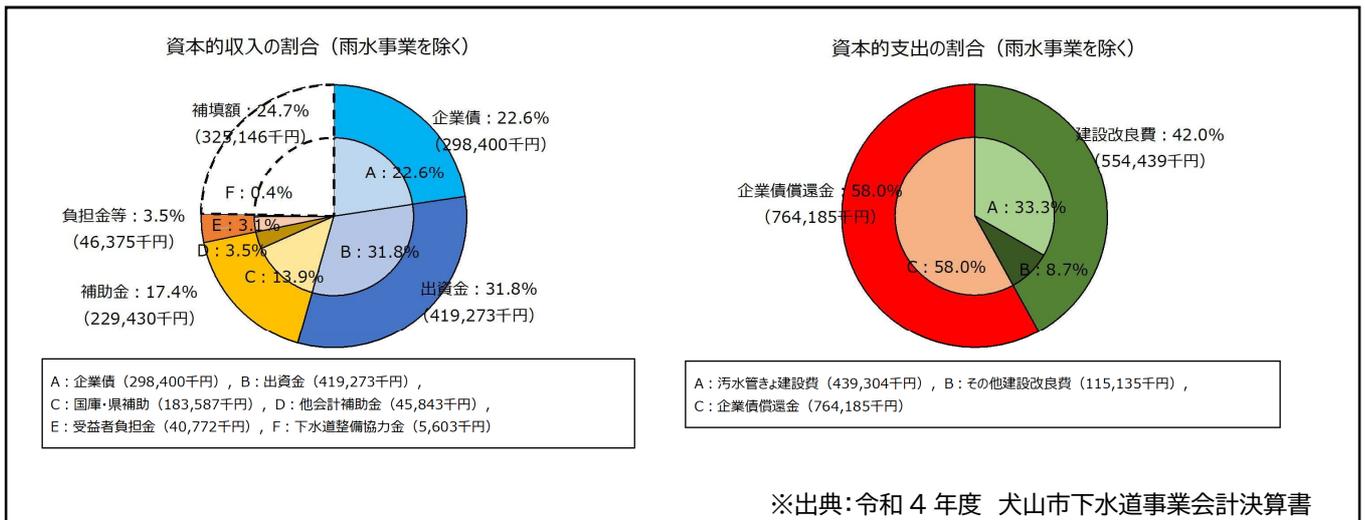


②資本的収支

- ✓ 資本的収入は、工事資金の不足額を補うために借り入れる企業債(22.6%)、一般会計からの出資金(31.8%)、一般会計や国及び県からの補助金(17.4%)で全体の約 70%を賄っています。(R4年度決算)
- ✓ 資本的支出は、新規の下水道管整備や既存施設の改築工事を行う建設改良費と工事資金の不足額を補うために借り入れた企業債の返済である企業債償還金で全額を占めており、事業支出の増加に大きく影響するため、企業債償還金及び出資金・他会計補助金の増加による一般会計への負担増加が懸念されます。



下水道管整備や既存施設の改築によって支出が増加するため、一般会計などへの負担増加が懸念されます。



3-2 当初の下水道計画区域の考え方

1) 計画策定時の汚水処理

当初の下水道計画を策定した昭和 50 年代においては、トイレ排水については単独浄化槽、汲み取りがほとんどであり、トイレ排水以外はそのまま側溝へ排水されていました。

このため、国全体で公共用水域の水質保全を図るため、市街化調整区域も含め広く下水道区域として計画しました。

2) 今後の汚水処理

平成 12 年の浄化槽法改正により、平成 13 年 4 月 1 日以後に設置される浄化槽は合併浄化槽とすることが義務付けられました。今後は年数の経過とともに、すべての生活排水を処理する合併浄化槽への転換が進み、水質についても改善が進んでいくと考えられます。

3) 犬山市汚水適正処理構想

汚水適正処理構想とは、市内を対象に下記汚水処理施設ごとに整備区域を設定する計画です。汚水処理施設には以下の種類があります。

- < 汚水処理施設 >
- ① 下水道
 - ② コミュニティプラント・民間設置の集中浄化槽
 - ③ 集落排水(農業、漁業等)
 - ④ 合併浄化槽

R4 年度末時点の犬山市の汚水適正処理構想の概要は以下のとおりです。

- 犬山市内全域の面積: 7,490ha
- 下水道区域
 - 計画区域: 1,556.1ha
 - 市街化区域: 1,057.0ha
 - 既整備区域: 1,113.1ha 内市街化区域: 1,013.3ha
 - 残整備区域: 443.0ha 内市街化区域: 43.7ha
- 合併浄化槽区域
 - 計画区域: 5,847.4ha
- 民間設置の集中浄化槽区域
 - 計画区域: 52.6ha
 - 既整備区域: 52.6ha
- 農業集落排水区域
 - 計画区域: 33.9ha
 - 既整備区域: 33.9ha

下水道区域の概成には、残り 443.0ha の整備が必要です。(R4 年度末時点)また、市街化区域の下水道整備は、約 96%(1,013.3ha/1,057.0ha)が整備済みであり、概ね完了しています。

※概成とは

各種(下水道、集落排水、合併浄化槽)汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

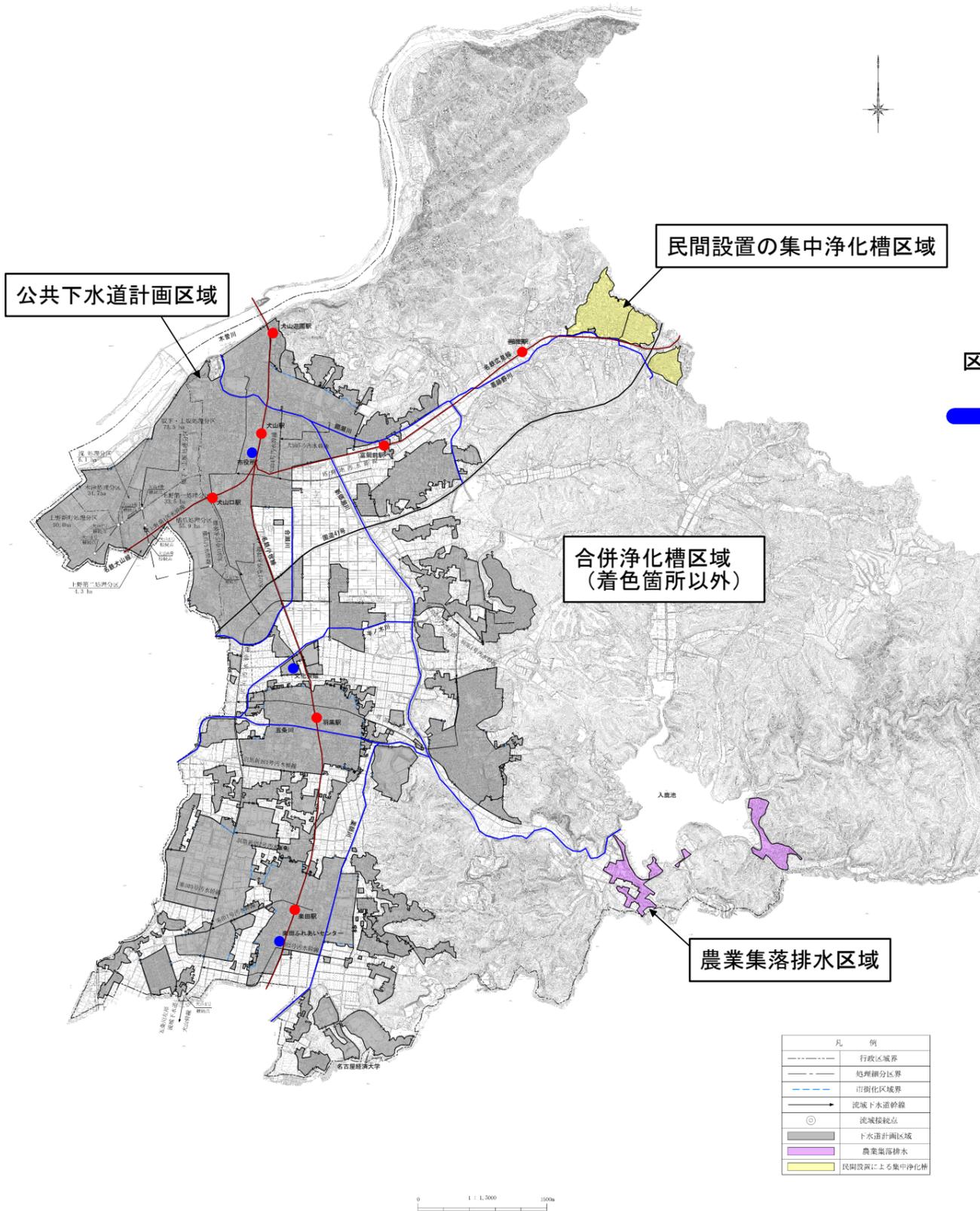
3-3 下水道計画区域の見直し案

下水道計画区域の見直し方針は以下のとおりです。

現在の下水道計画区域から、具体的な整備計画がない市街化調整区域を合併浄化槽区域に変更します。

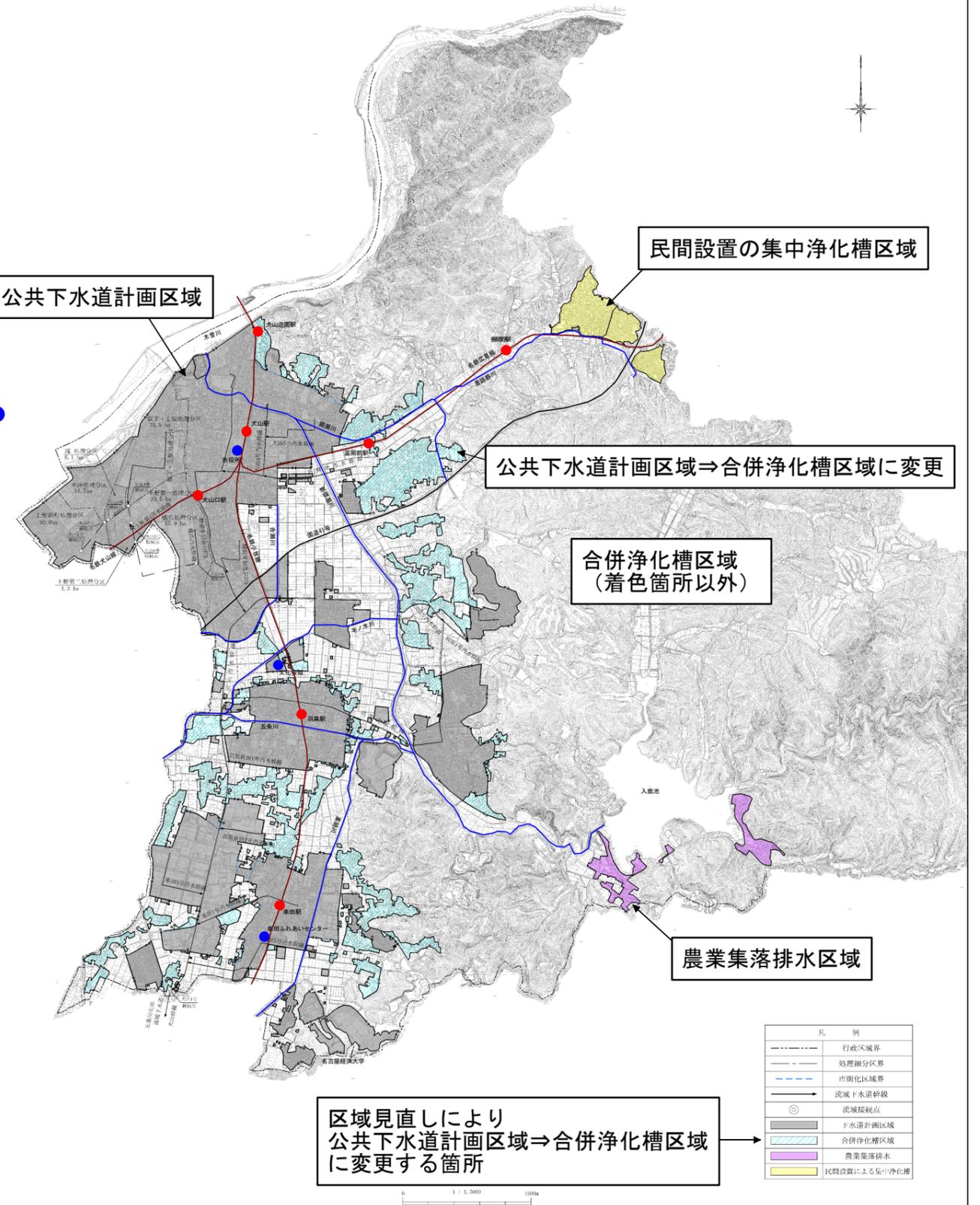
- ✓ 下水道区域から合併浄化槽区域に変更する区域は約 340.7ha です。
- ✓ 計画区域見直し後の下水道の残整備区域を 102.3ha(前原台等現在整備中の箇所を含む)とします。

下水道計画区域の見直しは次のとおりです。



※着色部以外はすべて合併浄化槽区域

区域の見直し



区域見直しにより
 公共下水道計画区域⇒合併浄化槽区域
 に変更する箇所

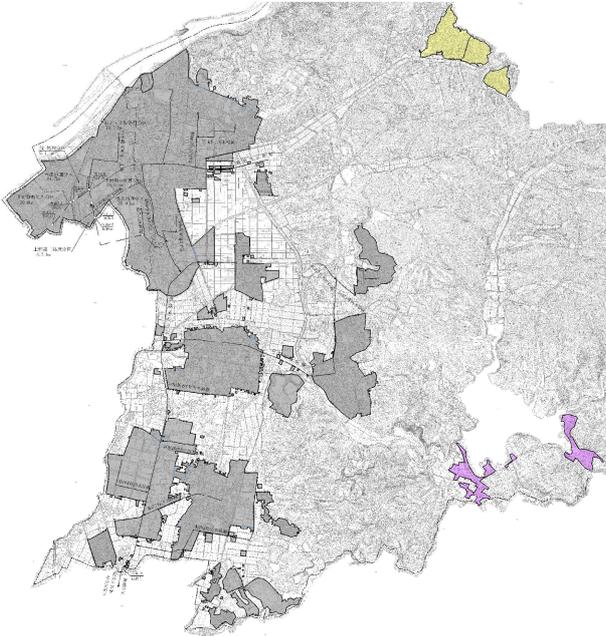
※着色部以外はすべて合併浄化槽区域

3-4 見直しによる効果

1) 事業費の削減

下水道計画区域を見直すことで、8,517 百万円(概算)の事業費の削減が見込まれます。

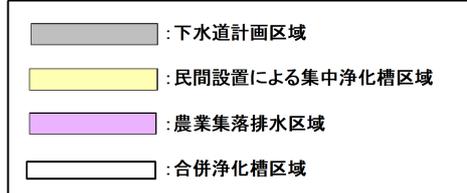
■見直し後の汚水適正処理構想図



■下水道計画区域の面積と概算事業費

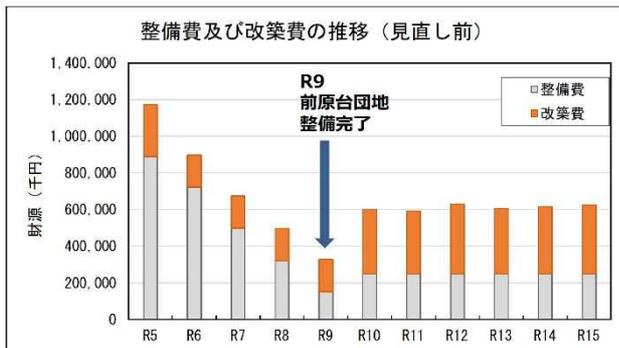
項目	単位	見直し前	見直し後
既計画区域	ha	1,556.1	
既整備区域		1,113.1	
残整備区域		443.0	102.3
削除区域		0.0	340.7
計画区域	ha	1,556.1	1,215.4
概算事業費	百万円	11,075	2,558
差額		8,517	

凡 例



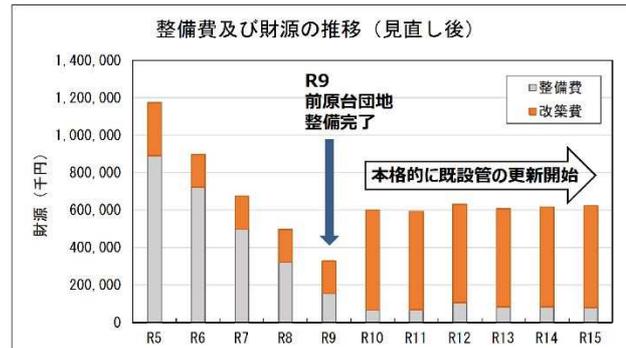
2) 維持管理への対応

下水道計画区域の見直しによって削減できた費用を既設下水道管の改築費に充てることで、改築工事の平準化及び計画的な下水道管の長寿命化を図ることができます。



見直し前

■ R10年度以降も新規整備と改築更新を実施



見直し後

■ R10年度以降は主に改築更新を実施

※1. 金額の割合はイメージ

2. R6～R9の事業費は現経営戦略に基づく

3. R5年度はR4年度からの繰越事業費を含む

3-5 住民説明

計画変更について、令和5年度に2回の住民説明会を実施しました。

住民説明会実施状況

項目	第1回	第2回
実施日	令和5年11月24日 (金)	令和5年11月25日 (土)
場所	楽田ふれあいセンター	南部公民館
時間	19:00 ～ 19:40	10:00 ～ 10:30

住民説明会での質疑と回答については以下のとおりです。

浄化槽に関する質疑一覧

項目	質疑	回答
No.1	合併浄化槽に代わる区域は全て市街化調整区域なのか？	全て市街化調整区域である。
No.2	(楽田地区内の)市街化調整区域内の住宅で単独浄化槽が使われているところがある。その区域の下流で田んぼを持っている方から、用水時期に(流れてくる水が)気になるとの声を聞くが、この点について何らから考慮することはあるのか？	考慮することはない。(今回の見直しは、)具体的な整備計画がない市街化調整区域について、全て見直しをさせていただいた。
No.3	(公共下水道区域から合併浄化槽区域に見直しをすることに伴い、)今後、浄化槽関係業者との話し合いは予定されているのか？	(浄化槽関係業者との)話し合いは予定していない。
No.4	単独浄化槽と合併浄化槽がある場合はどのようなになるのか？	単独浄化槽については合併浄化槽に切り替えていただくことになる。
No.5	団地に設置している集中浄化槽は排水基準が厳しいため、他市町村でも最終的には公共下水道に接続することと、前処理として活用している事例もある。集中浄化槽が老朽化してくると、管理自体を市町村に移管するケースも実態としてある。犬山市において、そのような問題はないのか？	前原台団地がそのケースにあたる。
No.6	市街化調整区域において、団地が設置した集中浄化槽を今でも使用しているところがある。資料裏面に「民間設置の集中浄化槽区域」(善師野台、四季の丘、もえぎヶ丘)として示されている。これらの区域以外にも集中浄化槽が使われている区域があると思うが、これらの区域以外については、今後個人で合併浄化槽を設置していくという方針ということで良いのか？	公共下水道計画区域内で集中浄化槽が整備されていた区域については、概ね公共下水道への切り替えの整備が終わり、残っているのは前原台団地のみである。ご質問の区域については、公共下水道計画区域でないため、個人で合併浄化槽を設置するか、町内等で集中浄化槽を設置するのいずれかとなる。

費用に関する質疑一覧

項 目	質 疑	回 答
No.1	犬山市の受益者負担金の単価は、いくらなのか？	地区によって異なるが、楽田の負担区については420円である。ほかの地区については、それ以上の単価となっている。

下水道計画に関する質疑一覧

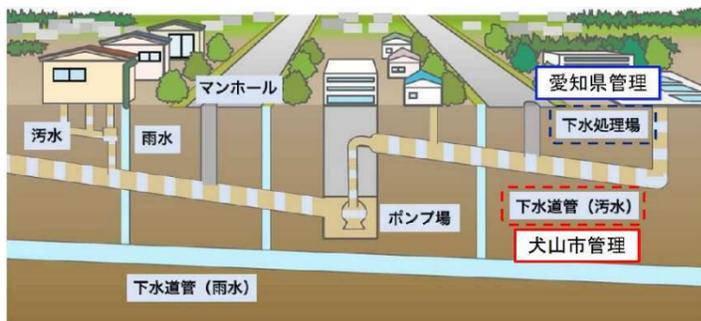
項 目	質 疑	回 答
No.1	全県域汚水適正処理構想の見直しが必要となると考えるが、今回の区域の見直しとの兼ね合いはどのようになるのか？	全県域汚水適正処理構想の見直しについては、これから手続を進めていく。
No.2	見直しをした区域に集合住宅ができたりして、公共下水道に接続した方がいいという事例が発生した場合、その都度見直しをする等、柔軟な考え方をしているのか？	計画の内容や規模等にもよるが、検討することになると考えている。
No.3	五郎丸・橋爪にショッピングセンター、駅、集合住宅等ができるとなれば、その都度見直すという考え方で良いか？	その計画に対する市の関わり方であるとか、どのような手法がベストなのかその時に考えていくことになる。
No.4	連担して、ある町内会が公共下水道を止めたいという要望があった場合の対応は？	最初の説明で下水を処理する施設を4つ（公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水処理、コミュニティプラント）お示ししたが、その中のどの施設で処理するかについて、市で計画をしている。公共下水道区域内で公共下水道を使われている方について、合併浄化槽に変えるというわけにはいかない。
No.5	市街化調整区域で具体的な整備計画がある区域の実態は？	市街化調整区域の中で具体的な整備計画があるのは前原台団地のみであり、（前原台団地は、）現在、整備を進めている。
No.6	市街化調整区域において具体的な整備計画がない区域について、他の市町村や県の方針においても似たような傾向なのか？	他市町村においても、同じような見直しが行われている。

1. 犬山市の汚水処理

犬山市の汚水を処理する施設の分類（種類）

犬山市は、「①公共下水道」「②合併浄化槽」「③民間設置の集中浄化槽」「④農業集落排水」により汚水を処理する計画としています。

これ以外の単独浄化槽や汲み取り便所は、今後この4つの処理方法のうち、居住地の汚水処理計画に基づき切り替えていただく必要があります。

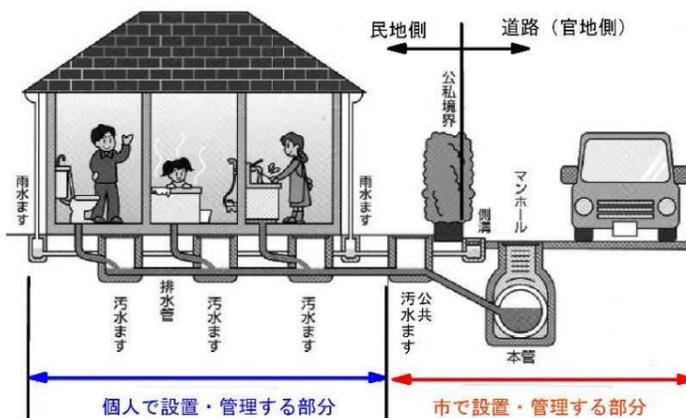


出典：公益社団法人 日本下水道協会 HP に加筆

公共下水道とは

下水処理場や下水道管などの下水道施設を、地方公共団体が管理する下水道のことを**公共下水道**と言います。犬山市は、下水処理場を県、下水道管を市が管理しています。

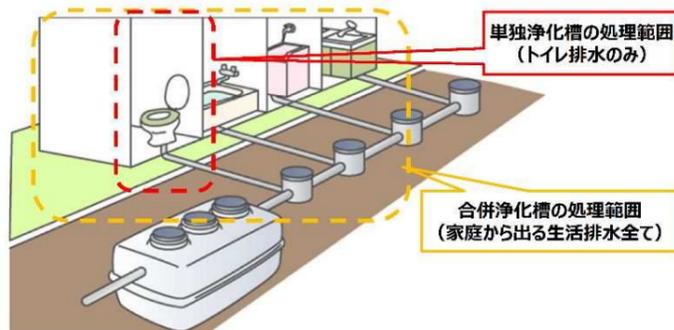
家庭から出る汚水は、宅地内の管を通り、道路に埋まっている下水道管に流れます。公共下水道に接続すると、道路との境界付近に**公共汚水ます**を設置します。その**ますから宅地側の管などは個人の設置・管理**となります。



合併浄化槽とは

家庭に設置されている浄化槽には、「**合併浄化槽**」と「**単独浄化槽**」があります。「合併浄化槽」は、トイレ・台所・お風呂など、家庭から出る全ての生活排水を処理しますが、「単独浄化槽」はトイレ排水を処理するのみで、それ以外は、そのまま側溝などに排水されます。

公共用水域の水質保全を図るため、平成12年に浄化槽法が改正され、平成13年4月1日以後に設置される浄化槽は合併浄化槽とすることが義務付けられました。今後は合併浄化槽への転換が進み、水質についても改善が進んでいくと考えられます。



単独浄化槽は、合併浄化槽に比べ、BOD排出量が8倍であり、環境への負荷が大きい。
※BODとは、水質の汚濁を表す代表的な指標である。

出典：環境省 HP 浄化槽サイトに加筆

2. 犬山市の公共下水道計画（公共下水道を整備する計画がある区域）

- ・愛知県内の多くの自治体は昭和50年頃に公共下水道事業に着手しています。
- ・公共下水道の大きな役割としては、トイレの水洗化と公共用水域の水質保全です。
- ・当時、国全体で公共用水域の水質保全を図るために、市街化区域だけでなく、市街化調整区域も含めて広く公共下水道区域として計画されました。

3. 公共下水道計画区域を見直す理由

国及び県の方針

国の方針：平成26年に各種汚水施設の整備が概ね完了することを目指した「**汚水処理施設の10年概成**」が掲げられました。（令和8年度末まで）

県の方針：国の方針に基づき、未整備地区における汚水処理の早期概成を踏まえた区域の**見直し**が求められ、県内の多くの自治体では、すでに見直しが行われています。

公共下水道の整備期間と費用

見直し区域の公共下水道整備を完了するには
 期間 ⇒ 今後30年程度(令和35年頃まで)
 整備費用 ⇒ 約85億円 が必要です。

既存公共下水道管の老朽化

- ・30年後には市内の公共下水道管の約72%が標準耐用年数(50年)を経過します。⇒老朽化
- ・老朽化による浸入水の増加などを防ぐため、改築予算に重点配分する必要があります。

人口及び使用料収入の減少

- ・節水機器の普及や人口減少などにより、公共下水道使用料収入が減少します。

一般会計からの助成

- ・現在多くの一般会計繰入金を受けて公共下水道の整備や維持管理を行っています。
- ・少子高齢化や人口減少などにより、一般会計繰入金の確保が厳しくなっていく見込みです。

※一般会計繰入金・・・公共下水道事業運営のために一般会計から下水道事業会計に繰入れるもの。

4. 公共下水道計画区域の見直し案

現在の公共下水道計画区域から、**市街化調整区域のうち具体的な整備計画がない区域を合併浄化槽による処理区域に変更**します。 ※見直し前後の計画図は別図を参照

5. 公共下水道計画区域見直しによる影響

公共下水道計画区域から合併浄化槽区域に見直す区域にお住まいの方の影響

【単独浄化槽・汲み取り便所の方】

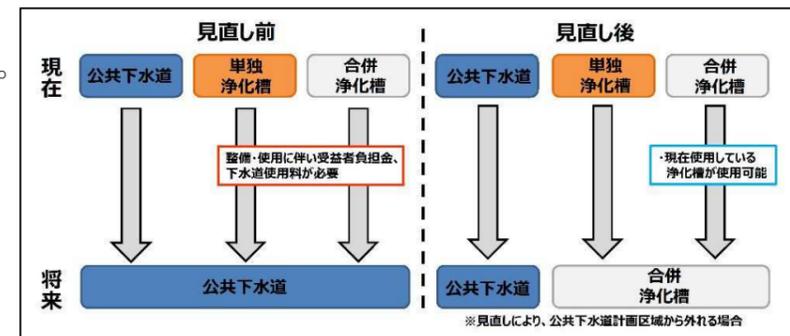
- ・当面は現在の浄化槽などが使用可能。
- ・定期点検などが必要。
- ・将来的に**合併浄化槽へ転換が必要**。

【合併浄化槽の方】

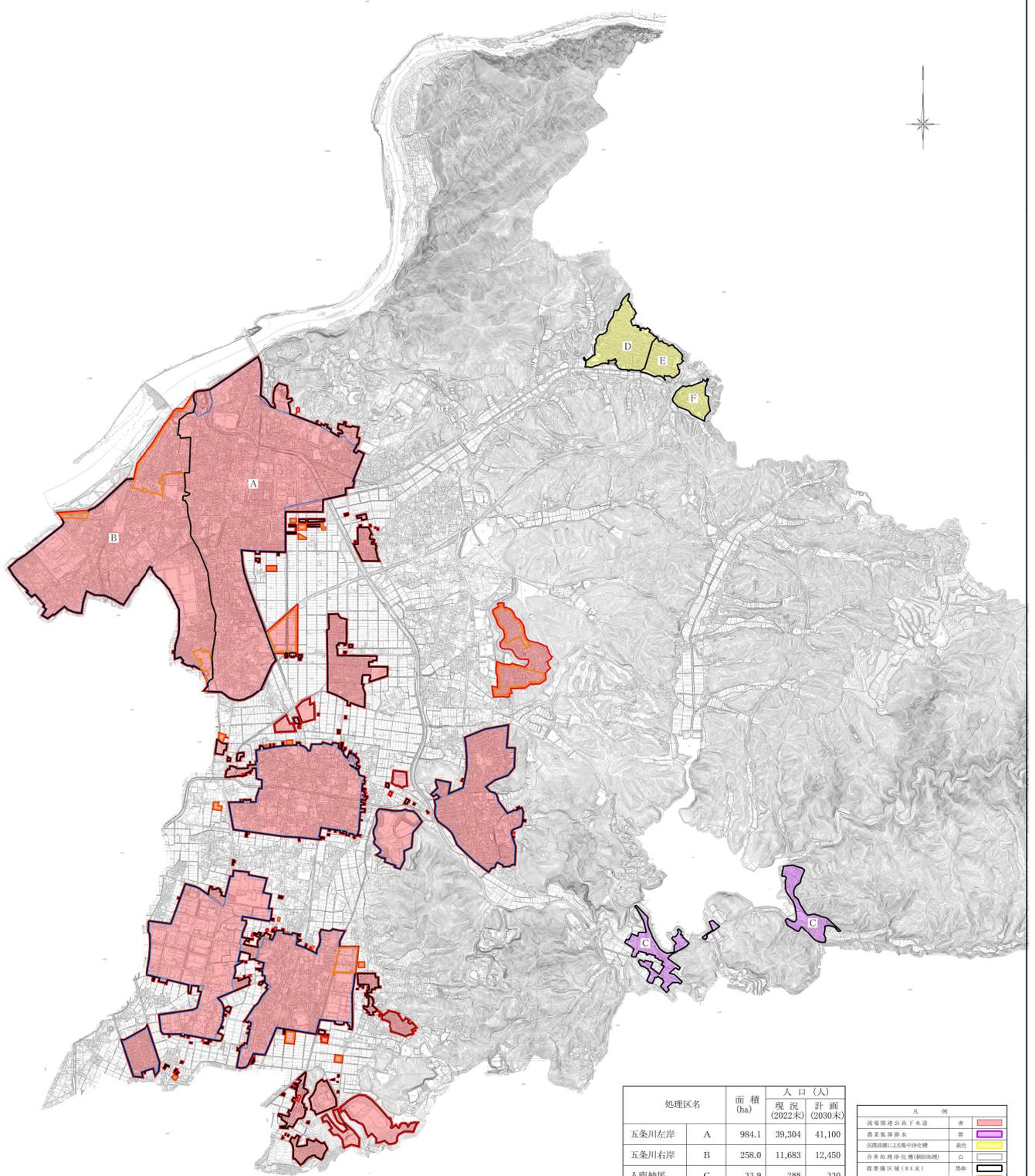
- ・既存の**合併浄化槽を使用可能**。
- ・定期点検などが必要。

下水道計画区域の場合

- ・所有地の前面道路に公共下水道が整備されると、公共下水道の利用有無に関わらず、土地所有者などに対して、土地面積に単価を掛けて算出する**受益者負担金**が1回のみ必要です。
- ・公共下水道への接続は、**個人負担で宅地側の配管工事**が必要です。工事費は敷地内の配管や作業スペースの状況により変わります。公共汚水ますは接続時に市の負担で設置します。
- ・公共下水道に接続した後は、上水道の使用量から算出する**公共下水道使用料**が必要です。



犬山市污水適正処理構想図（最終目標）



処理区名	面積 (ha)	人口 (人)		
		現況 (2022末)	計画 (2030末)	
五条川左岸	A	984.1	39,304	41,100
五条川右岸	B	258.0	11,683	12,450
入鹿神尾	C	33.9	288	330
四季の丘	D	31.1	2,321	2,300
もえぎヶ丘	E	12.5	1,048	920
善師野台団地	F	9.0	712	750
集合処理計		1,328.6	55,356	57,850
個別処理計		6,161.4	9,642	12,620
合計		7,490.0	72,331	70,470

凡 例	
流域圏建設基金下水道	赤
流域圏非基金下水道	紫
区域設置済の上水道浄化槽	黄
含非処理浄化槽(個別処理)	白
標準集水域(0.4km)	黒
標準集水域(0.8~1.0km)	赤
標準集水域(1.0~1.2km)	紫
標準集水域	黄

犬山市公共下水道事業	
図面名称	構想図
路線名	
縮尺	1/15,000
図面番号	1/1
調整年月日	
犬山市水道部下水道課	

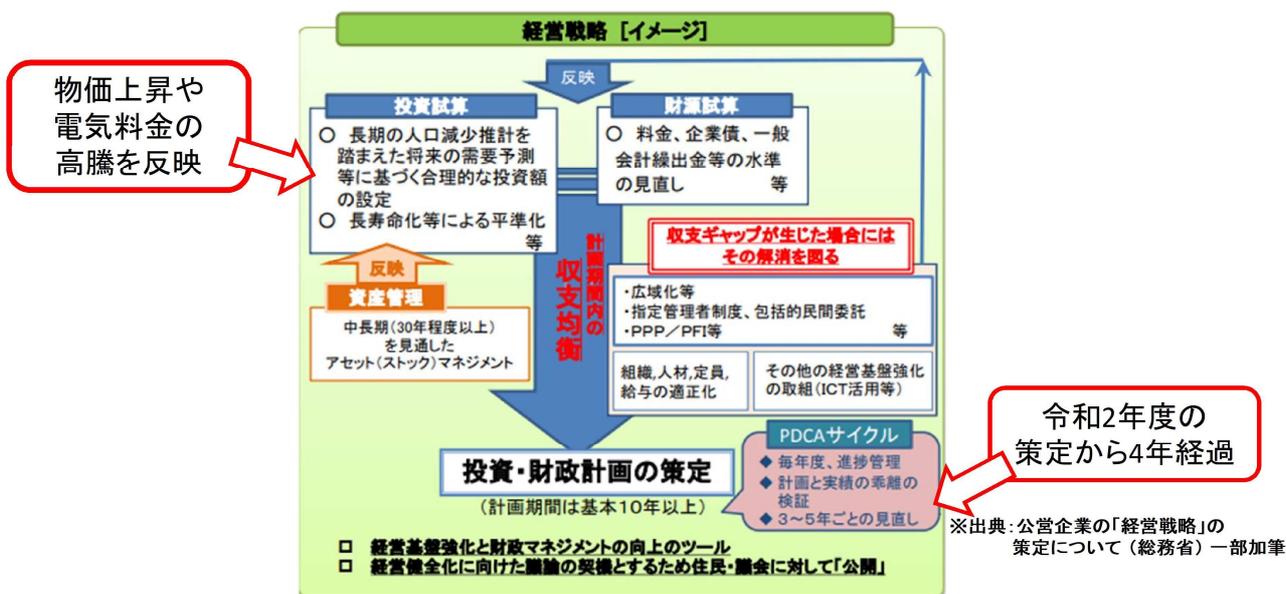


第4章 経営戦略の改定

4-1 現経営戦略から見直す趣旨

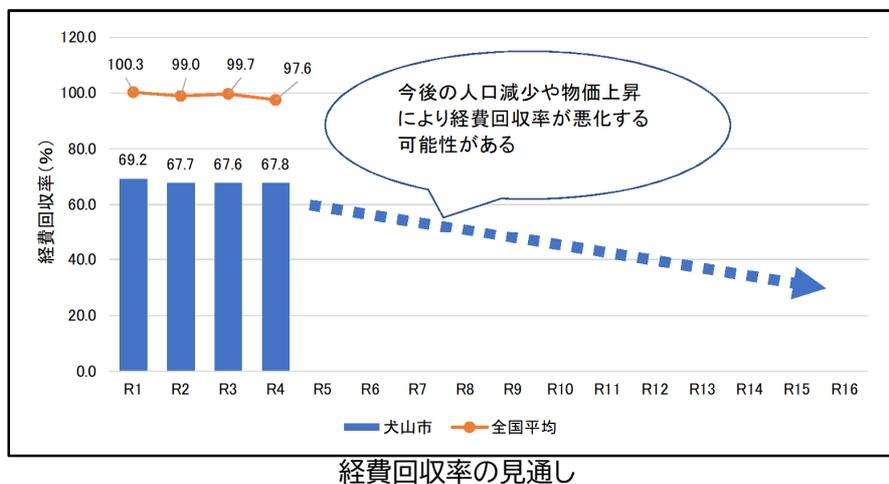
1) 定期的な見直しの必要性

令和2年度の経営戦略の策定から令和6年度で4年が経過しました。令和元年度以降から企業会計方式での実績が蓄積されていること、物価上昇や電気料金の高騰等を踏まえ、主要な施策の取組内容及び今後の収支計画について見直しが必要です。



2) 最新の社会情勢を踏まえた見直し

また、現在の経営状況を経営比較分析表より確認すると、例えば経費回収率が令和元年度から令和4年度にかけては横ばい傾向となっています。今後は人口減少や物価上昇などから経費回収率の悪化が懸念されるため、最新の社会情勢を踏まえた見直しが必要です。



3) 国からの要請(社会資本整備総合交付金の交付要件化対応)

令和2年度までに公営企業会計を適用した団体は、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップの策定および国土交通省へ提出、検証結果の公表が必要であり、これが令和7年以降の社会資本整備総合交付金の交付要件となっています。今後の下水道整備のためには交付金の確保も重要であるため、犬山市においては令和6年度中に経営戦略の見直し及びロードマップの策定が必要となっています。

下水道事業における社資本の交付要綱

- | | |
|---|---|
| ①地域・規模等要件 | ⑤「広域化・共同化計画」策定に係る要件 |
| ②下水処理場における施設改築にあたっての
コンセッション方式導入検討要件 | ⑥公営企業会計の適用に係る要件
⑦使用料改定の必要性の検証に係る要件 |
| ③下水処理場における施設改築にあたっての
施設統廃合検討要件 | ⑧下水道革新的技術実証事業における
実証技術の導入検討要件 |
| ④汚泥有効利用施設新設に際しての
PPP/PFI手法導入要件 | ⑨PPP/PFIの導入に関する民間提案を
求め、適切な提案を採用する要件 |

4-2 経営戦略の改定に向けた検討事項

今回の経営戦略の見直しでは、以下の内容を検討します。

経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、経費回収率、経常収支比率、水洗化率などが挙げられる。
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか、現状値、中間値、目標値の設定など、段階的な目標設定を記載する。

収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載する。
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載する。
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨を記載する。

支出削減のための具体的な取組及び実施時期

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載する。
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期を記載する。
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨を記載する。

総務省からの通知

「経営戦略」の改定推進について

令和4年1月25日付 総務省自治財政局公営企業三課室長通知

経営戦略の質を高めるための取組

(持続可能なサービスの提供に不可欠なため、特に次の事項を投資・財政計画に盛り込むもの)

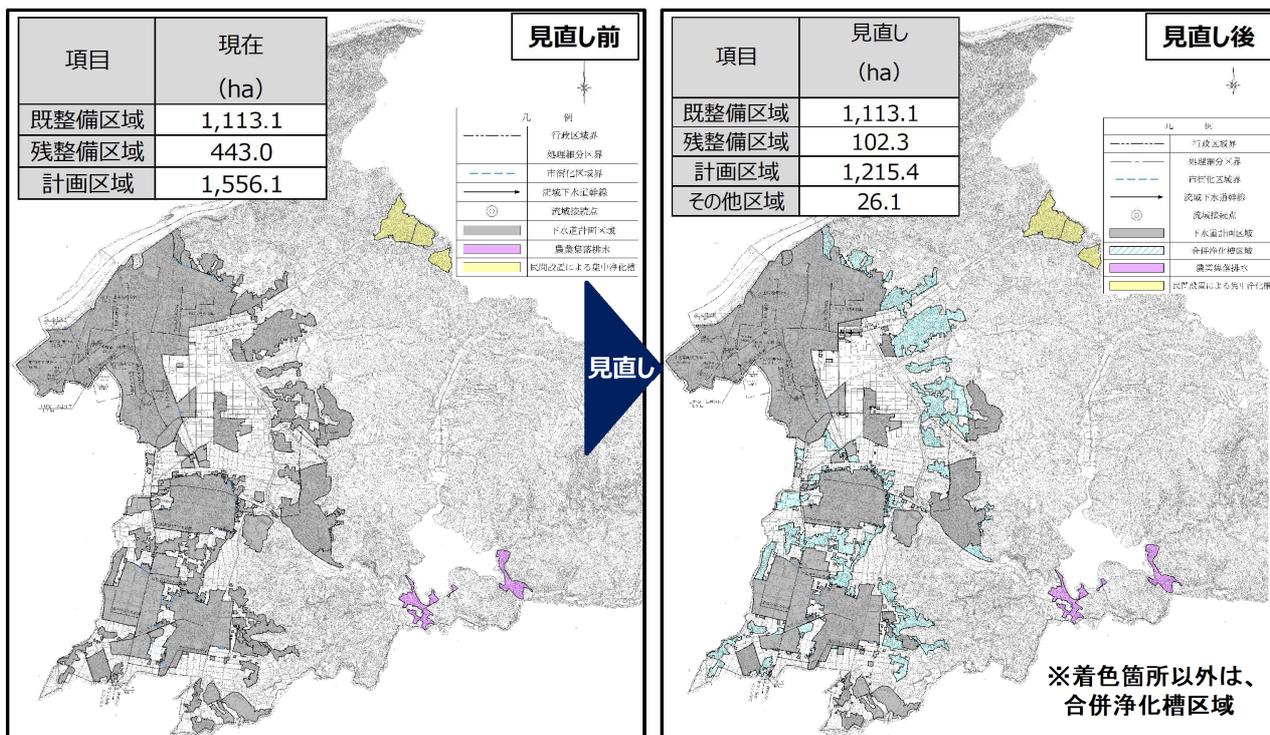
- ①今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ②減価償却や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
- ③物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④①②③等を反映した上で、収支改善のため収入の増加と支出の削減が必要となる経営改革(料金改定、広域化、民間活用)の検討
- ⑤経営戦略は「3～5年ごとに改定すること」

①②は令和2年度策定の経営戦略で既に反映済みです。
 ③④について、今回検討して反映します。

4-3 経営戦略の見直し内容

1) 下水道計画区域の見直しの反映

令和5年度に実施した下水道計画区域の見直しを投資計画に反映します。



2)物価上昇の影響を反映

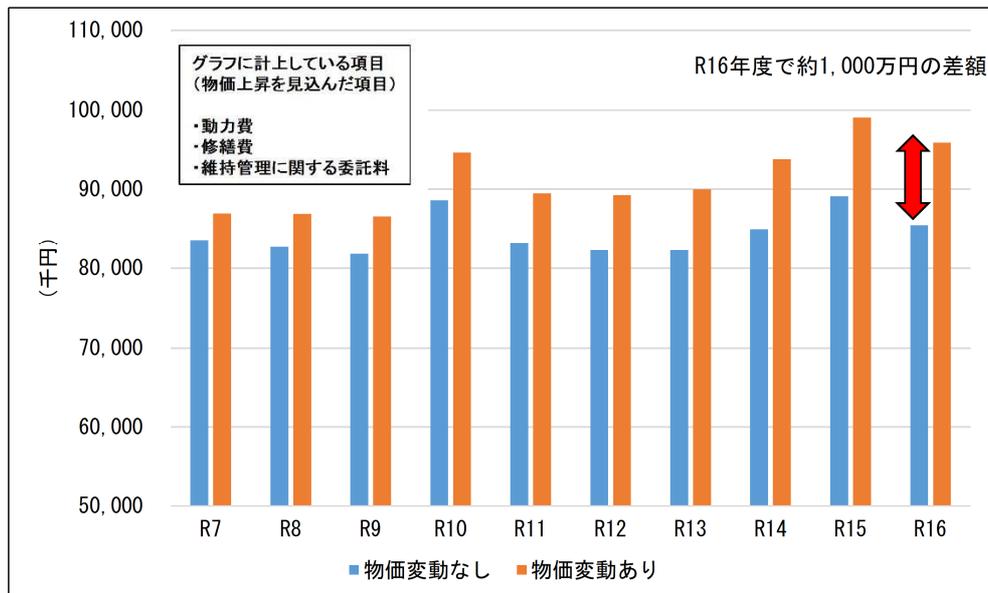
近年、物価の上昇傾向が顕著になっており、日本銀行の予測では 2024 年度(令和 6 年度)が 2.8%、2025 年度(令和 7 年度)が 1.9%、2026 年度(令和 8 年度)が 1.9%の消費者物価指数の上昇率となっています。

内閣府では長期的な予測がされており、成長実現ケースで 2.0%、ベースラインケースで 0.8%の物価上昇率となっています。

本経営戦略では計画期間内については、「中長期の経済財政に関する試算(令和 6 年 1 月内閣府)」におけるベースラインケースを採用し、物価上昇率を見込みます。

物価上昇率については、収益的支出における職員給与費及び経費や、資本的支出における建設改良費の算出時に考慮します。

維持管理費、委託費、動力費等に対して物価上昇等を反映した一例として営業費用で物価変動の有無を比較すると、令和 16 年度で約 1,000 万円の増額が見込まれます。

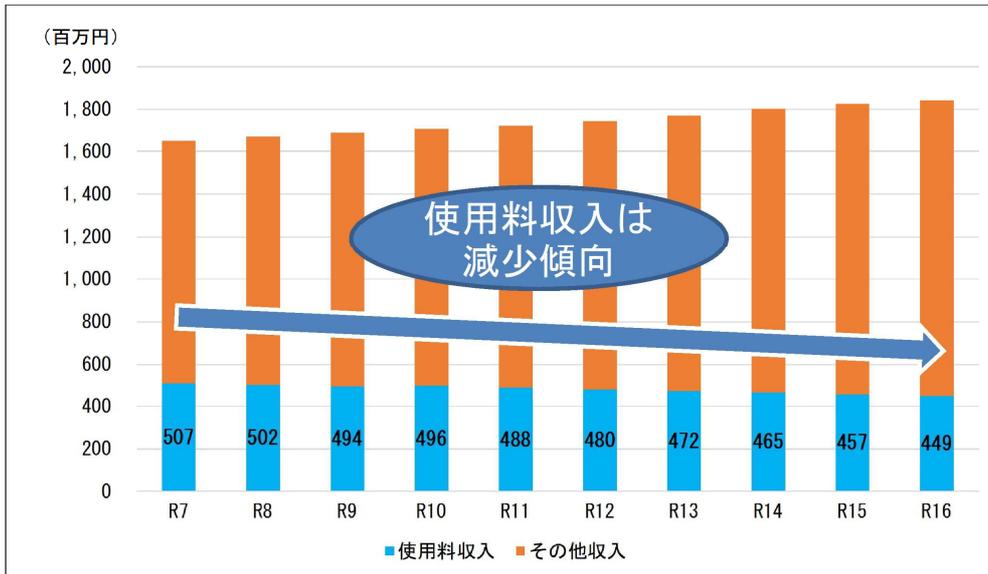


物価上昇の試算結果 (経営戦略の計画期間)

3) 収益的収支の見通しの反映

① 収益的収入

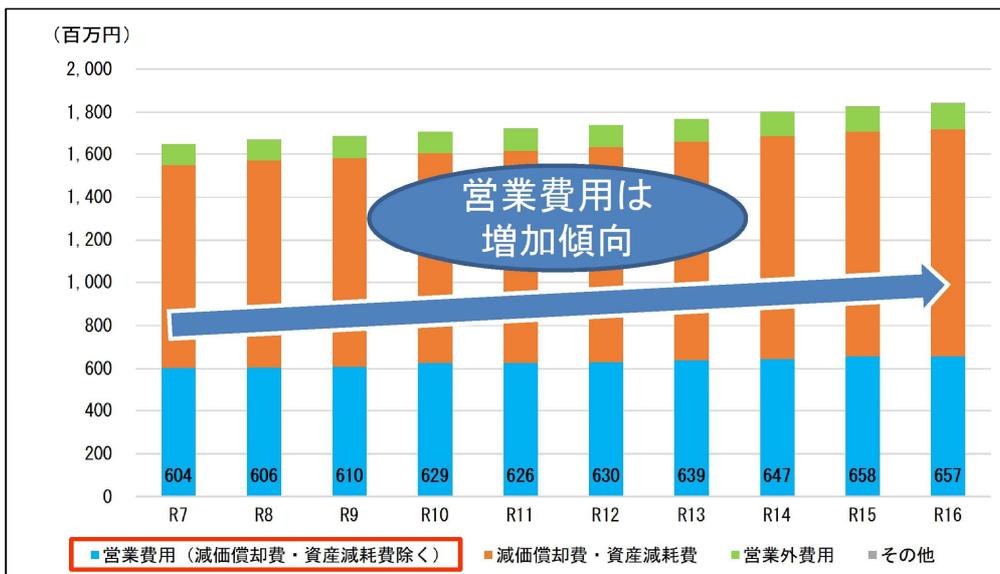
収益的収入の将来予測では、人口減少に伴う有収水量の減少を反映しているため、使用料収入は減少傾向にあります。また、その他収入には他会計からの繰入金等が含まれています。



収益的収入の将来予測（経営戦略の計画期間）

② 収益的支出

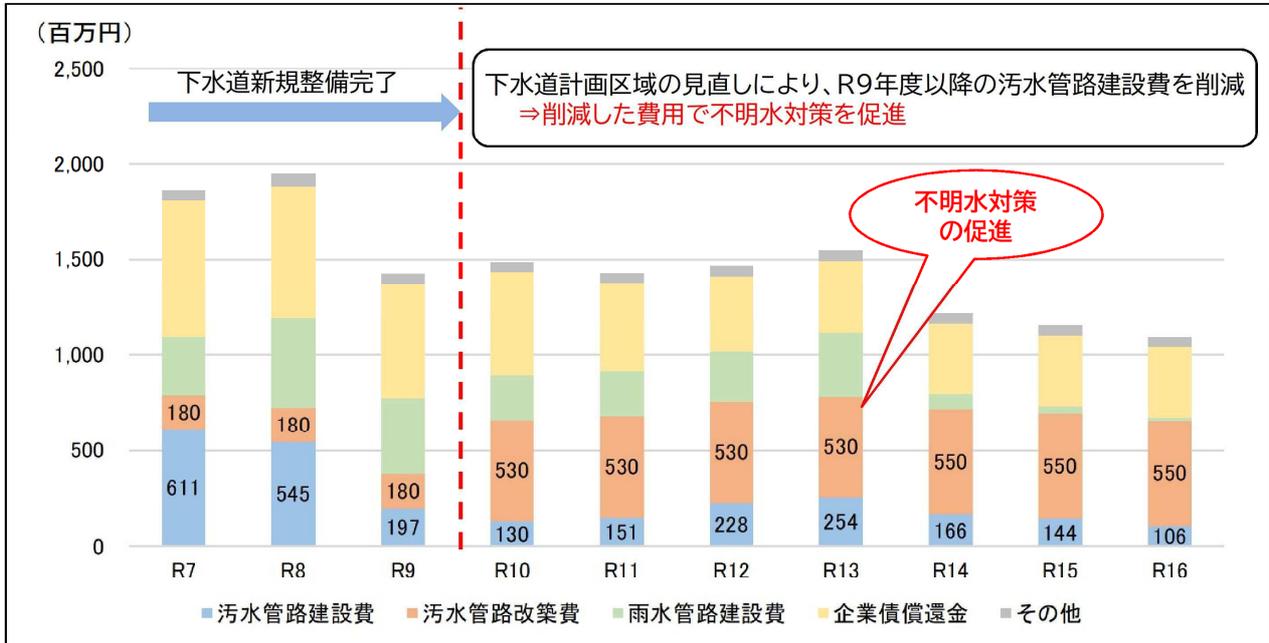
収益的支出の将来予測では、維持管理費、委託費、動力費等に対して物価上昇等を反映していることから、営業費用は増加傾向にあります。



収益的支出の将来予測（経営戦略の計画期間）

4) 資本的支出の見通しの反映

資本的支出の将来予測では、下水道計画区域の見直しの効果として、令和 9 年度以降の污水管路建設費が削減されます。污水管路建設費の削減分を改築工事に充てることで、不明水対策を促進します。



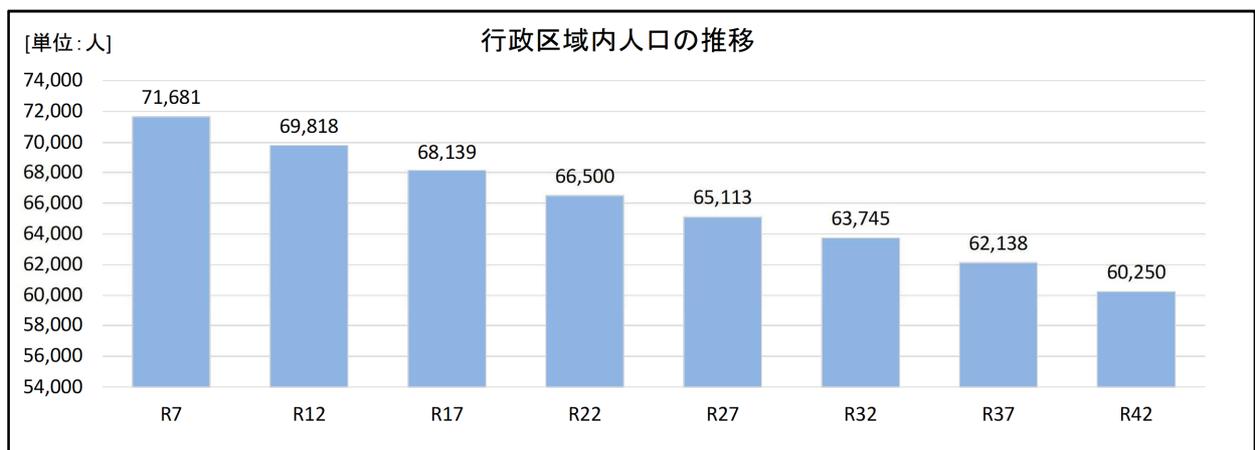
資本的支出の将来予測（経営戦略の計画期間）

4-4 将来の事業環境

1) 接続人口の予測

① 行政区域内人口の予測

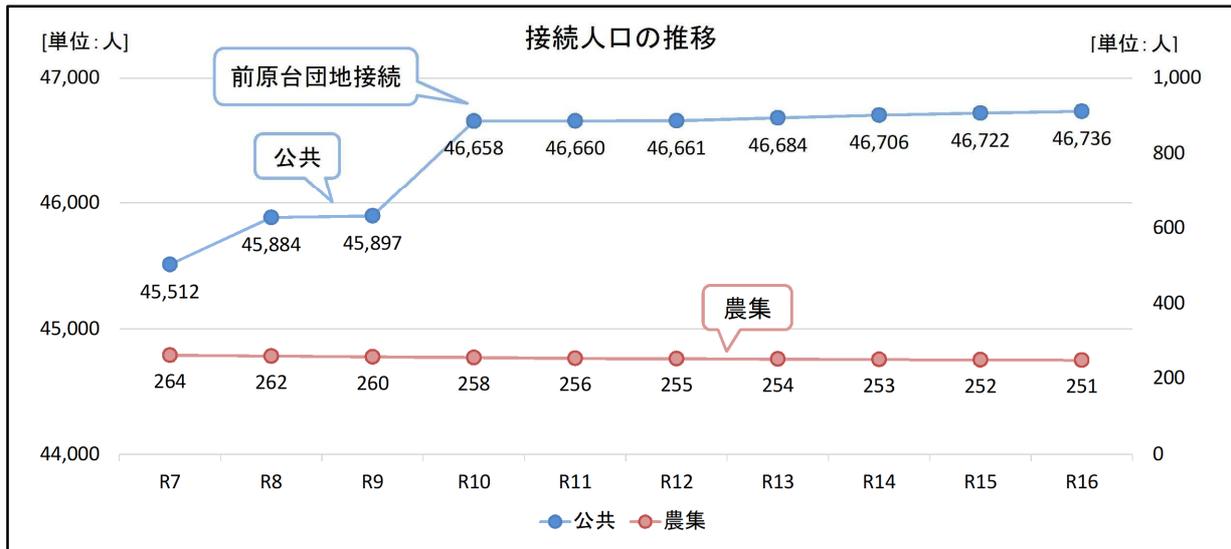
使用料収入の設定として、今後の人口減少等を考慮します。人口減少率は「犬山市人口ビジョン 令和 4 年 10 月」(以降、人口ビジョン)に基づきます。



②接続人口の予測

接続人口は、下水道整備に伴う増加を見込んでいます。令和7年度には右岸処理区の坂下・上坂地区の下水道整備が完了予定であり、令和10年度には前原台団地の下水道一斉切替を予定しているため、1,000人程度増加する見込みです。

農業集落排水事業は整備完了し、接続率も93%と高いが、区域の拡大がないため、今後は接続人口が減少する見込みです。その減少割合については、犬山市人口ビジョンの予測値を考慮しています。



2)有収水量の予測

有収水量は前述の接続人口と事業ごとの一人当たりの年間有収水量により推計しています。なお、一人当たりの年間有収水量は過去の実績から公共下水道事業は減少傾向を見込み、農業集落排水事業は横ばい傾向を見込んでいます。そのため、年間有収水量は下水道事業では令和10年度以降は減少傾向で推移し、農業集落排水事業はほぼ横ばいで推移すると予想されます。



3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測にあたっては、「有収水量×平均使用料単価」により算出しています。

有収水量は下水道事業では令和 10 年度以降は減少傾向で推移し、農業集落排水事業はほぼ横ばいで推移しているため、使用料収入も同様の傾向となりますが、令和8年度以降は使用料改定によって使用料が増加する見込みです。

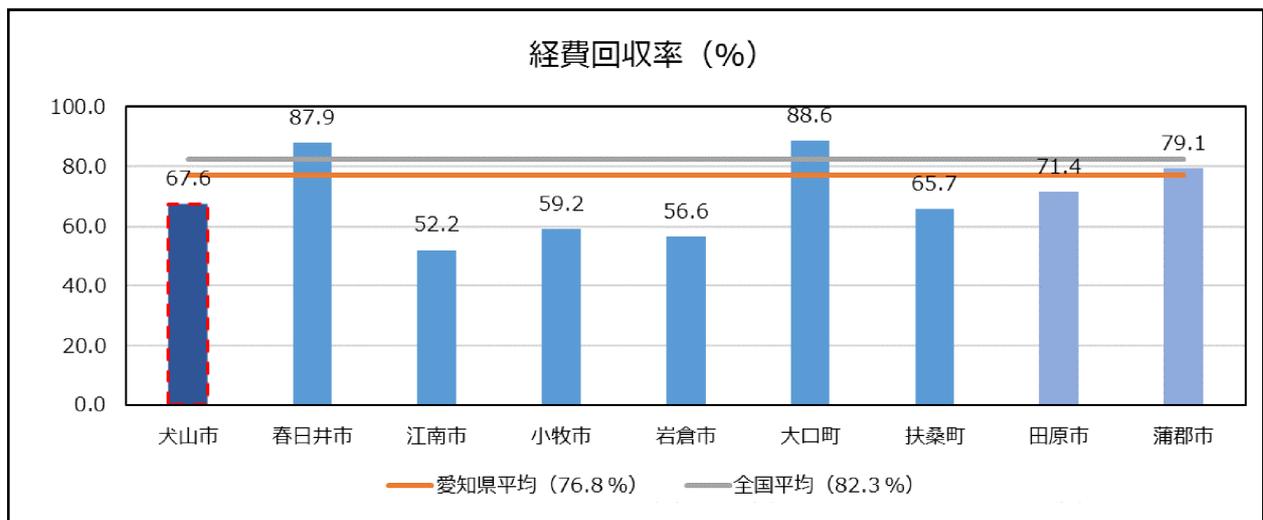


4-5 経営の効率化及び健全化に向けての取組

1) 経費回収率

令和3年度の犬山市の経費回収率は、67.6%であり、近隣市町(52.2~88.6%)の平均程度です。類似団体および愛知県平均(76.8%)、全国平均(82.3%)に比べ、経費回収率は低くなっています。

下水道事業は独立採算の原則から、経費回収率は 100%以上とすることが求められているため、経費回収率を向上させるための取組を検討しました。



2)経費回収率の向上のための取組

経営の効率化及び健全化に向けて取組む項目を下表にまとめました。このうち、取組1)～取組4)については下水道事業者(犬山市)が実施できる取組であり、まず、この取組みによる経費回収率の向上を目指します。

		取組	内容
下水道事業者として実施できる取組	1) 接続率の向上	PR活動を実施し、接続率の向上による増収を図る。 令和5年度末時点:86.9%	
	2) 不明水対策	改築工事の実施により、不明水の削減による維持管理費の支出抑制を図る。	
	3) 広域化・共同化	愛知県が令和4年度に策定した広域化・共同化計画の中で、本市は管路施設の点検・調査の共同化を実施することで支出抑制を図る。	
	4) 民間活用の検討	ウォーターPPP等の民間活用の推進を検討し、さらなる効率的な事業運営による経費の支出抑制を図る。	
	5) 下水道使用料の改定	使用料の改定による増収を図る。	

①各種取組

取組1) 接続率の向上

現状の接続率 86.9%(令和5年度末)からPR活動の実施(例:住民との直接面談、チラシ配布、改造資金の融資あっせん制度の紹介)等の取組によって、将来的(令和16年度)に接続率を96%まで向上させる目標とします。

現状の接続率 86.9%で固定した場合と比較すると令和16年度の下水道使用料は税抜で約3,500万円増収する(経費回収率は0.15%増加)見込みです。

取組による効果

(税抜)

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
接続率が向上した場合	下水道使用料(百万円)	510	508	503	505	500	494	488	483	478	472
	経費回収率(%)	64.77	64.08	63.33	62.61	61.98	61.35	60.73	60.07	59.56	59.07
接続率が86.9%のまま場合	下水道使用料(百万円)	496	488	480	483	475	467	460	452	445	437
	経費回収率(%)	64.74	64.03	63.26	62.53	61.89	61.25	60.61	59.94	59.41	58.92

取組 2) 不明水対策

改築工事の実施を促進することで不明水の削減を図り、維持管理費の支出抑制を図ります。改築工事は既に 2km/年実施していますが、令和 10 年度以降はさらに実施を促進し、令和 16 年度末までに不明水率を令和5年度末の 36%から 20%とすることを目標とします。この取組効果として、令和 16 年度の維持管理費が約 5,000 万円削減される見込みです。

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
不明水対策を実施した場合	維持管理費 (百万円)	604	606	610	629	619	616	616	617	620	611
	他会計補助金 (百万円)	517	531	550	567	576	592	614	636	659	671
	経費回収率 (%)	64.74	64.03	63.26	62.53	61.89	61.25	60.61	59.94	59.41	58.92
不明水対策を実施しない場合	維持管理費 (百万円)	604	606	610	629	626	630	639	647	658	657
	他会計補助金 (百万円)	517	531	550	567	583	607	636	666	697	717
	経費回収率 (%)	64.74	64.03	63.26	62.53	61.89	61.25	60.61	59.94	59.41	58.92

維持管理費の削減分、他会計補助金も削減される
※不明水処理費用は公費負担

経費回収率は変わらないが公費負担を削減する効果がある

取組 3) 広域化・共同化

管路施設の点検・調査を他市町と共同で発注し委託費を削減することで支出抑制を図ります。点検・調査の共同化は 5 市 2 町(一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町)で令和 6 年度から実施しており、取組効果は、計画上の概算縮減率で約 4.5%を見込んでいます。この取組の効果として、令和 16 年度の維持管理費が約 2 百万円削減される見込みです。(経費回収率は 0.13%増加)。

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
広域化事業を実施した場合	維持管理費 (百万円)	604	606	610	629	619	616	616	617	620	611
	他会計補助金 (百万円)	517	531	550	567	576	592	614	636	659	671
	経費回収率 (%)	64.87	64.17	63.39	62.66	62.02	61.38	60.74	60.07	59.54	59.05
広域化事業を実施しない場合	維持管理費 (百万円)	606	608	612	631	621	617	618	618	621	613
	他会計補助金 (百万円)	518	532	551	568	577	593	615	637	660	672
	経費回収率 (%)	64.74	64.03	63.26	62.53	61.89	61.25	60.61	59.94	59.41	58.92

取組 4) 民間活用の検討

民間活用の推進を検討し、さらなる効率的な事業運営による経費の支出抑制を図ります。現状は、マンホールポンプ保守点検等について民間会社への委託や使用料の調定・徴収業務等についても水道課を通じて民間会社へ委託しています。将来的には、老朽化した管路が増加し、職員数の減少等により適切な維持管理や更新が困難になるおそれがあります。そのため、民間事業者のノウハウを生かし、効率的な業務を行っていくため、今後、ウォーター PPP 等の民間活用の導入に向けて検討を行います。

②取組の効果のまとめ

前述の取組みの効果をまとめると下表のとおりです。

収益的収支の内訳

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
収益的収入											
①下水道使用料	5.1	5.1	5.0	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8	4.7	取組1)
②その他収入（他会計補助金等）	11.4	11.6	11.8	12.0	12.1	12.3	12.6	12.9	13.1	13.2	
収益的収入合計	16.5	16.7	16.9	17.1	17.1	17.3	17.5	17.7	17.9	18.0	
収益的支出											
③維持管理費	5.0	5.0	5.1	5.3	5.2	5.1	5.1	5.2	5.2	5.1	
污水管渠費、総係費等	1.7	1.6	1.6	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	取組3)
流域下水道維持管理負担金	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	取組2)
④汚水資本費	2.8	2.9	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.9	
⑤公費負担分（不明水処理費等）	8.6	8.8	8.9	9.0	9.1	9.2	9.4	9.7	9.9	10.0	
収益的支出合計（公費負担分除く）	16.5	16.7	16.9	17.1	17.1	17.3	17.5	17.7	17.9	18.0	
下水道使用料 (A)=①	5.1	5.1	5.0	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8	4.7	
污水処理費（公費負担分除く）(B)=③+④	7.9	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	
経費回収率 (%) (A/B)	64.90	64.22	63.46	62.74	62.11	61.48	60.86	60.20	59.69	59.20	

- ✓ 下水道使用料収入は、接続率について現状の 86.9%から 96%へ向上した数値を反映していますが、人口減少に伴う有収水量の減少幅が大きいと見込まれるため、減少傾向で推移する見込みです。
- ✓ 維持管理費も、不明水対策のための改築工事により、令和5年度末時点の不明水率 36%から 20%へと削減するなど支出の抑制に努めた数値を反映していますが、物価上昇などの要因もあり、結果はほぼ横ばいで推移させるのみとなる見込みです。
- ✓ 経費回収率を向上させるには下水道使用料収入を増やす必要がありますが、接続率向上などの効果には限界があるため、下水道使用料の改定に向けた検討が不可欠です。

4-6 経費回収率の向上に向けたロードマップ

前述の取組をまとめ、経費回収率の向上に向けたロードマップを作成しました。

1) 経営健全化に関する定量的な業務指標及び目標年限

基本方針の実現に向けた経営目標を以下の通り設定し、具体的な数値目標を掲げることで、経営の見える化を図ります。

項目	令和5年度 (実績)	令和11年度	令和16年度
経費回収率※ (%)	68	100	100
接続率 (%)	87	93	96
不明水率 (%)	36	33	20

2)-1 収入増加のための具体的取組及び実施時期

①接続率の向上

下水道接続のPRを継続して実施し、令和5年度末の87%から令和16年度末で96%の接続率の向上を目標とします。

②下水道使用料の改定

令和7年度に下水道条例を改正し、令和8年度に第1回目の改定、令和11年度に第2回目の改定を行い、経費回収率100%達成を目標とします。

2)-2 支出削減のための具体的取組及び実施時期

①不明水対策

令和5年度の下水道計画区域の見直しで未整備区域約340haを削除しており、その効果として削減できた費用を改築工事に充てることで令和10年度以降に従来以上に改築工事を促進して不明水の削減を図り、不明水率を令和5年度末の36%から令和16年度末で20%まで向上する目標とします。

②広域化・共同化

令和4年度に愛知県が策定する「愛知県汚水処理広域化・共同化計画」において、「管路施設の点検・調査の共同化」に参画し、令和6年度から5市2町(一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町)による共同発注を実施しています。

農業集落排水事業については、公共下水道への接続について計画していきます。

③民間活用の検討

将来的には、老朽化した管路の増加及び職員数の減少等により適切な維持管理や更新が困難になるおそれがあります。そのため、民間事業者のノウハウを生かし、効率的な業務を行っていくため、今後、ウォーターPPP等の民間活用の導入に向けて検討を行います。

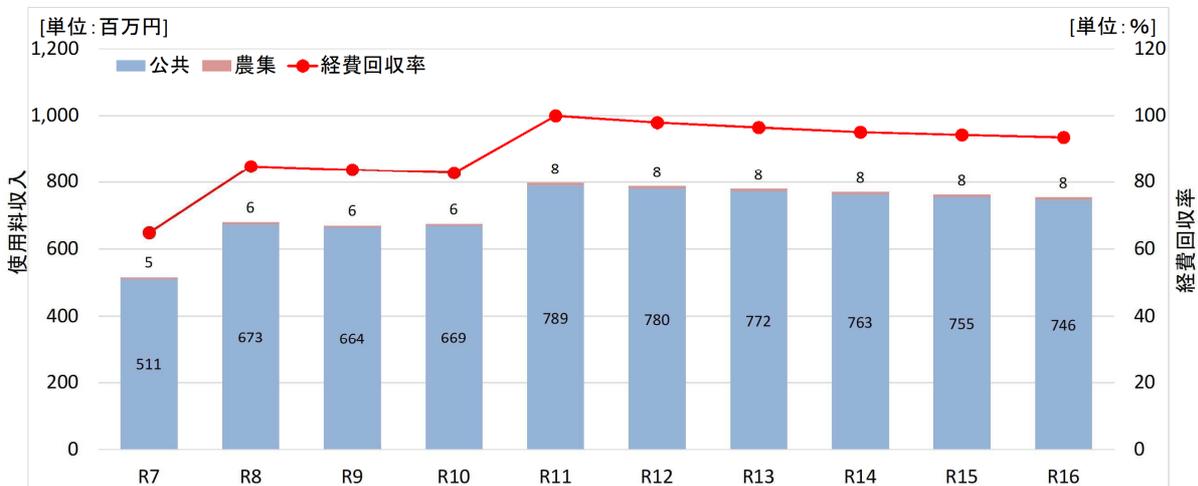
3)収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

毎年度の決算後に実績との比較を行い、実態と大きく乖離する場合は、その原因を分析します。また、5年ごとの中期スパンで経営分析等の再検討を行い、必要がある場合は計画の見直しを行うとともに、物価上昇率や企業債利率の設定等の社会情勢の影響を考慮して検討するものとします。

経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目	計画期間										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
経営戦略計画期間	▶										
経営戦略の改定					● 見直し					● 見直し	
収入増加	接続率の向上	▶									
	下水道使用料の改定検討	条例改正	● 改定			● 改定				● 検証	
支出削減	不明水対策	▶									
	広域化・共同化	▶									
	民間活用の検討	▶									

下水道使用料収入と経費回収率の見通し



第5章 下水道使用料の改定

5-1 下水道使用料の考え方

1) 経営の基本原則および経費の負担の原則

公営企業においては、企業の「経済性」と「公共の福祉」の視点が必要です。

経営の基本原則

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。
(地方公営企業法 第3条)

公営企業の会計においては、その経費は、当該企業の経営に伴う収入を充てる必要があります。つまり、他会計から切り離れた「独立採算」が基本原則となります。

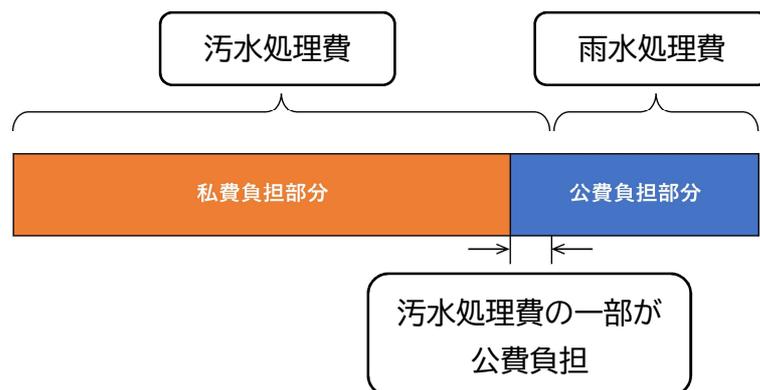
経費の負担の原則

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。(地方公営企業法 第17条の2第2項)

2) 下水道使用料負担の原則

下水道の管理運営に係る費用は、「雨水は公費負担」「汚水は私費負担」が原則となります。

ただし、下水道が持つ公共の福祉(公共用水域の水質保全等)の視点より、汚水に係る費用のうち一定割合のものが公費負担となります。



3)私費負担分の財源

下水道の維持管理費等に係る私費負担部分については、必ずしもその全部が使用料で賄われている訳ではありません。私費対象とされているものは、適正に使用料で徴収していく必要があります。また、基準外繰入金については、可能な限り抑制を図っていく必要があります。

(経費)	私費負担部分		公費負担部分
(財源)	使用料収入	基準外繰入金	基準内繰入金
		他会計繰入金	

負担区分とその財源の現状

※基準内繰入金は、総務省が毎年度示す「繰出基準」に基づく繰入金。

基準外繰入金は、それ以外の繰入金。

5-2 使用料改定の基本事項

1)現在の使用料体系

犬山市の現在の使用料体系は、基本使用料と従量使用料から構成される「二部使用料制」を採用しています。従量使用料については、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる「累進使用料制」を採用しています。

			税抜き価格
水量区分 (m ³ /月)	使用料 (円/月)	備考	
0 ~ 5 m ³	550	基本使用料	
5 ~ 10 m ³	44	↓ 累進性 ↓	従量使用料 (1m ³ につき)
11 ~ 20 m ³	84		
21 ~ 30 m ³	104		
30 ~ 100 m ³	129		
101 ~ 500 m ³	154		
501 m ³ ~	199		

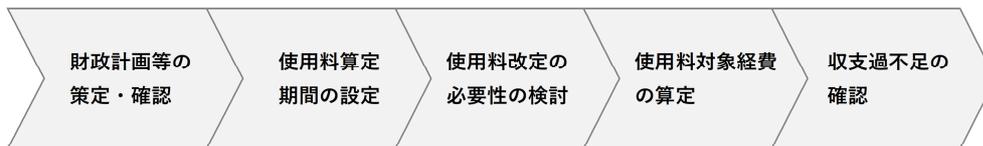
2) 使用料の基本的考え方

下水道事業における使用料体系の設定の基本原則は、「下水道法第 20 条第2項」に規定されています。使用料体系の具体的検討は、公益社団法人 日本下水道協会による「下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年版」に基づいて検討を行います。

下水道法 第20条第2項	使用料は、次の原則によって定めなければならない。 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。 四 特定の使用者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。
-------------------------	--

3) 使用料検討のフロー

使用料の算定は、下記のフローにより行います。



使用料対象経費の算定（経営戦略見直しにて検討）



使用料体系の設定

4) 使用料対象経費

使用料の対象経費は、「資本費+維持管理費」となります。

ただし、対象経費は、長期前受金戻入及びその他控除額(公費負担分)を除いたものであり、犬山市の使用料対象経費は、約 7.5 億円(R4 決算ベース)となります。これに対して現在の使用料収入は約 5 億円です。よって、**経費回収率 100%を達成するためには、現在の使用料収入の 50%増加が必要です。**

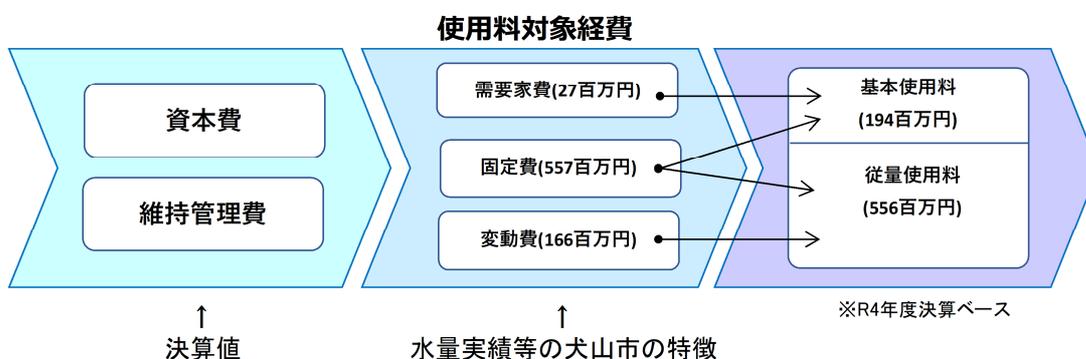
使用料対象経費

(百万円)

科目	経費	長期前受金戻入	その他控除額	使用料対象経費
資本費	974	564	82	328
減価償却費	863	564	82	217
資産減耗費	12	-	-	12
企業債利息	99	-	-	99
維持管理費	512	0	90	422
污水管渠費	46	-	90	422
普及指導費	14	-		
業務費	33	-		
総係費	35	-		
流域下水道管理運営負担金	384	-		
合計	1,486	564	172	750

5) 使用料対象経費の分解

使用水量等の犬山市の実態を反映した上で、「基本使用料」と「従量使用料」の体系を設定します。「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、資本費及び維持管理費は、「需要家費」「固定費」「変動費」に分解されます。



需要家費: 下水道使用水量の多寡に係わらず主として下水道利用者数に対応して増減する経費

固定費 : 下水道使用水量及び使用者の多寡に係わらず下水道施設の規模に応じて固定的に必要な経費

変動費 : 主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費

5-3 犬山市の下水道使用実績

犬山市の直近5ヶ年(令和元年～令和5年)の下水道の使用実績を整理しました。

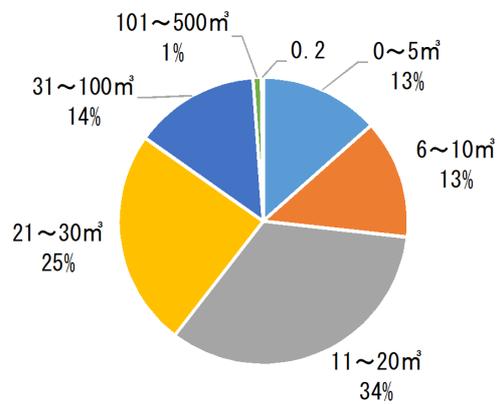
1) 調定件数

調定件数は 11～20 m³/月の使用者が最も多く、0～20 m³で調定件数全体の約 60%を占めています。

水量区別調定件数割合

5カ年平均 1ヶ月単位 (単位:件)

区分	0～5m ³	6～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～	合計
調定件数	2,504	2,503	6,299	4,568	2,626	179	32	18,711
構成割合	13.4%	13.4%	33.7%	24.4%	14.0%	1.0%	0.2%	100.0%
累計割合	13.4%	26.8%	60.4%	84.8%	98.9%	99.8%	100.0%	-



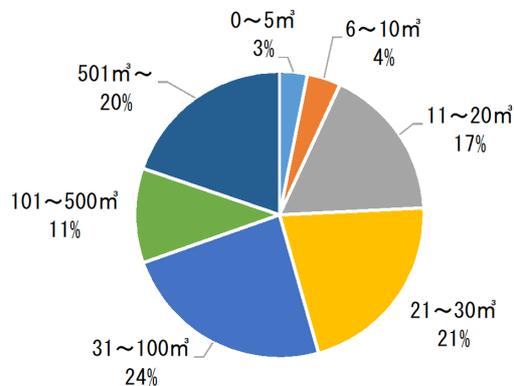
2) 下水道使用料

下水道使用料は 31～100 m³/月の使用者が最も多く、0～100 m³で使用料収入全体の約 70%を占めています。

水量区別下水道使用料割合

5カ年平均 1ヶ月単位 (単位:千円)

区分	0～5m ³	6～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～	合計
下水道使用料	1,377	1,684	7,712	9,520	10,646	4,756	8,770	44,464
構成割合	3.1%	3.8%	17.3%	21.4%	23.9%	10.7%	19.7%	100.0%
累計割合	3.1%	6.9%	24.2%	45.6%	69.6%	80.3%	100.0%	-

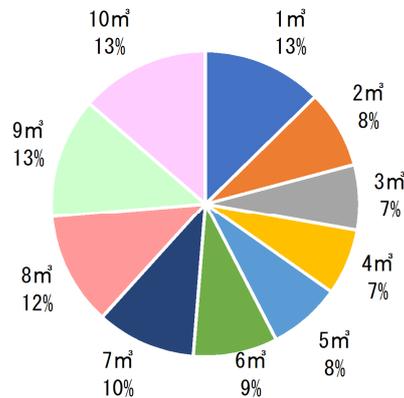


3)基本使用量以下の分布

基本水量(～10 m³/2 ヶ月)以下における調定件数については、10 m³の利用者が最も多いが構成割合は分散しており、各区分それぞれ約 10%となっています。

5カ年平均 2ヶ月単位 (単位: 件)

区分	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³	7m ³	8m ³	9m ³	10m ³	合計
調定件数	212	138	117	118	128	149	176	201	214	229	1,682
構成割合	13%	8%	7%	7%	8%	9%	10%	12%	13%	14%	100%
累積割合	13%	21%	28%	35%	42%	51%	62%	74%	86%	100%	-



5-4 下水道使用料の改定

1)使用料改定の方針

使用料を改定するにあたり検討したポイントと方針は以下のとおりです。



使用料の構成

現状と同じ、二部使用料制(基本使用料+従量使用料)及び累進使用料制の継続を検討



二部使用料制及び累進使用料制を継続します。



水量区分

使用料算定の水量区分については基本水量の廃止を含めて検討



基本水量は廃止します。



段階的値上げ

住民への急激な負担増を軽減するために、複数段階での改定を検討する。



経費回収率 100%を達成するために必要な使用料改定率は 50%です。

市民への急激な負担増を軽減するため、令和 8 年と令和 11 年に2回の改定を行います。

2) 下水道使用料単価表

下水道使用料は令和8年4月に改定率 25%、令和11年4月に改定率 25%(累計 50%)の改定を行います。

改定率は使用料収入全体の平均であり、今回の改定においては、一般的な家庭の使用量である1ヶ月あたり 20 m³以下の使用者へ配慮し、従量使用料の改定額を抑えました。使用水量ごとの使用料の増加割合は概ね一定となっています。また、近隣市町の使用料改定状況と比較すると、1回目の料金改定時点及び各市町における現時点での最終改定時点(予定を含む)において、大きな金額の差は無いものとなっています。

第1段階: 令和8年4月改定(予定)

【料金体系表】

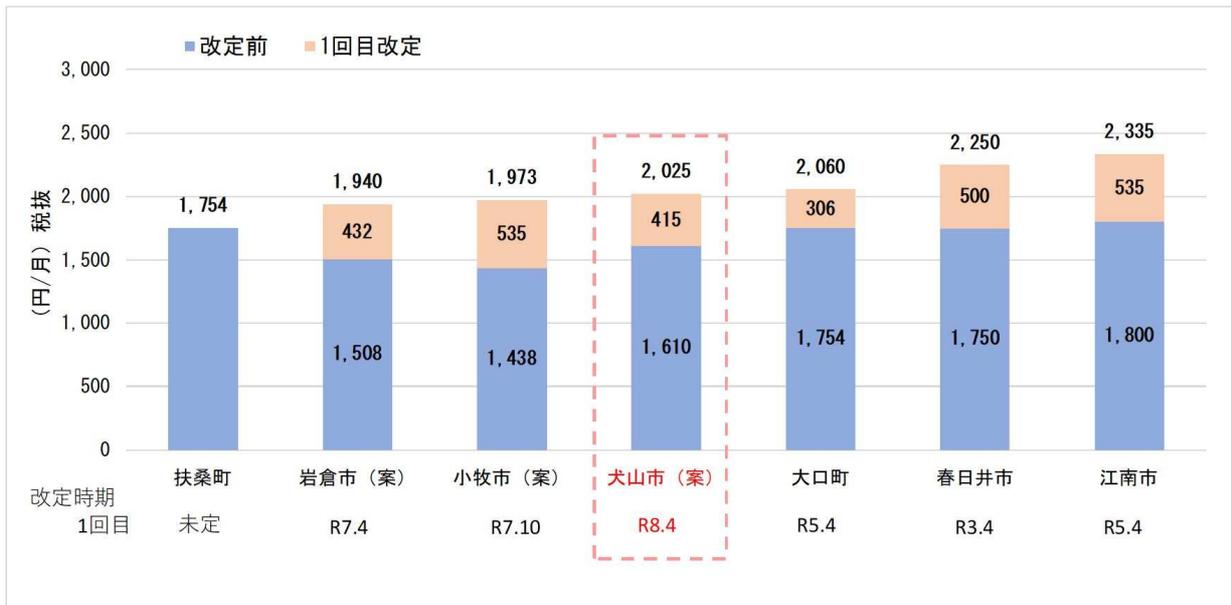
1使用月あたり/税抜

水量区分 (m ³ /月)	現行単価 (円/m ³)	改定単価 (円/m ³)	改定率	改定額 (円)
基本使用料	550	675	23%	125
従量使用料	1 ~ 5 m ³	0	—	20
	6 ~ 10 m ³	44	14%	6
	11 ~ 20 m ³	84	19%	16
	21 ~ 30 m ³	104	20%	21
	31 ~ 100 m ³	129	24%	31
	101 ~ 500 m ³	154	23%	36
	501 m ³ ~	199	18%	36
20m ³ /月使用料	1,610	2,025	—	—
累進度	4.5	4.7	—	—

【使用水量ごとの料金表】

1使用月あたり/税抜

	現行	A-1案	増額	増加割合
10m ³	770	1,025	255	33%
20m ³	1,610	2,025	415	26%
30m ³	2,650	3,275	625	24%
40m ³	3,940	4,875	935	24%
50m ³	5,230	6,475	1,245	24%
100m ³	11,680	14,475	2,795	24%
500m ³	73,280	90,475	17,195	23%
1,000m ³	172,780	207,975	35,195	20%



20 m³/月使用した場合の料金比較 (税抜)

第2段階: 令和11年4月改定(予定)

【料金体系表】

1使用月あたり/税抜

水量区分 (m ³ /月)	現行単価 (円/m ³)	改定単価 (円/m ³)	改定率	改定額 (円)
基本使用料	550	850	55%	300
従量使用料	1 ~ 5 m ³	0	—	40
	6 ~ 10 m ³	44	14%	6
	11 ~ 20 m ³	84	31%	26
	21 ~ 30 m ³	104	49%	51
	31 ~ 100 m ³	129	47%	61
	101 ~ 500 m ³	154	49%	76
	501 m ³ ~	199	36%	71
20m ³ /月使用料	1,610	2,400	—	—
累進度	4.5	5.4	—	—

【使用水量ごとの料金表】

1使用月あたり/税抜

	現行	A-2案	増額	増加割合
10m ³	770	1,300	530	69%
20m ³	1,610	2,400	790	49%
30m ³	2,650	3,950	1,300	49%
40m ³	3,940	5,850	1,910	48%
50m ³	5,230	7,750	2,520	48%
100m ³	11,680	17,250	5,570	48%
500m ³	73,280	109,250	35,970	49%
1,000m ³	172,780	244,250	71,470	41%

※改定率は現行単価からの累計の改定率を示しています。



20 m³/月使用した場合の料金比較 (税抜)

※ 岩倉市及び小牧市については、審議会の答申案。
 岩倉市は3回の改定を予定しており、図は3回目改定(予定)後。
 扶桑町については、改定の公表資料なし。(審議会実施中)
 小牧市は2回目改定の単価表が未公表。R7の概ね3年後に2回目の改定を予定。
 大口町の1回目改定以降は未定。

3) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業集落のために整備された汚水処理施設で、公共下水道と同様に汚水や生活雑排水は下水道管を通じて汚水処理場で浄化しています。

使用料については、公共下水道の一般用と同様の体系となっているため、農業集落排水の使用料体系についても改定し、公共下水道の一般用と同じ使用料体系とします。

4) 公衆浴場

「公衆浴場用」の使用料体系については、一般用の使用料体系の改定に合わせて改定します。基本使用料は一般用の改定率と同じとしますが、基本水量は廃止します。従量使用料は一般用の使用料体系の改定に準拠します。

現行 (税抜)

区分	基本使用料 (1使用月)		従量使用料 (1使用月)	
	排水量	使用料	排水量	使用料
公衆浴場	10m ³ まで	385円	10m ³ ～100m ³	一般用で 算定した額の2分の1
			101m ³ ～	一般用で 算定した額の4分の1

1回目改定 (税抜)

区分	基本使用料 (1使用月)		従量使用料 (1使用月)	
	排水量	使用料	排水量	使用料
公衆浴場	- (廃止)	480円 (25%改定)	1m ³ ～100m ³	一般用で 算定した額の2分の1
			101m ³ ～	一般用で 算定した額の4分の1

最終改定 (税抜)

区分	基本使用料 (1使用月)		従量使用料 (1使用月)	
	排水量	使用料	排水量	使用料
公衆浴場	- (廃止)	575円 (累計50%改定)	1m ³ ～100m ³	一般用で 算定した額の2分の1
			101m ³ ～	一般用で 算定した額の4分の1

用語集

用語	説明
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
ウォーターPPP	水道、下水道、工業用水道において、コンセッション事業へ段階的に移行するための官民連携方式を「管理・更新一体マネジメント方式」として新設。コンセッション事業と併せて「ウォーターPPP」と定義されている。
営業外収益	その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益が計上される。
営業外費用	企業債の支払利息などの金融財務活動に伴う費用及び事業の経営活動以外の活動によって生じる費用。
営業収益	主たる営業活動から生じる収益。下水道使用料などが計上される。
営業費用	主たる営業活動のために生じる費用。管渠費、処理場費、総係費、減価償却費などが計上される。
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1m ³ あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標であり、低い方がよい。 (算式)汚水処理費 ÷ 年間有収水量
か行	
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高(一般会計負担分を除く)がどれくらいあるのかを見る比率。
繰入基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準(一般会計が負担すべき経費)が示されている。 ・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。 ・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。
繰入金(繰出金)	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金(市民の税金)のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的にグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することができる。

経常収支比率	<p>料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。</p> <p>単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが望ましい。</p> <p>(算式)経常収益÷経常費用×100%</p>
経費回収率	<p>汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則。</p> <p>(算式)使用料収入 ÷ 汚水処理費</p>
下水道使用料単価	<p>下水道事業を運営していくために、下水道利用者より徴収している下道使用料の1 m³あたりの単価</p> <p>(算式)使用料収入 ÷ 年間有収水量</p>
減価償却費	<p>土地を除く建物、備品、車両運搬具などの有形固定資産の価値は、耐用年数に応じて減少するため、会計上の1期間において、費用として計上される当該有形資産の減少分の金額。</p>
建設改良費	<p>固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。</p>
広域化・共同化	<p>効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や、運営・管理を一括で行うことを指す。</p>
公共下水道	<p>主として市街地における下水を排除または処理するために市町村が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。</p>
さ行	
最適整備構想	<p>ストックマネジメントの観点から農業集落施設の適切な機能保全とライフサイクルコストの低減を図ることを目的として策定した計画</p>
施設利用率	<p>施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望ましい。</p> <p>(算式)晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100%</p>
指定管理者制度	<p>地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社やその他の団体に委託することができる制度。施設の管理、運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す。</p>
資本費	<p>借り入れた企業債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するもの。企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する。</p>
資本的収支	<p>企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。</p>
社会資本整備総合交付金	<p>国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金。</p>

収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
収益的収支比率	総収益/(総費用+地方債償還金)×100 で計算され、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
受益者負担金 (受益者分担金)	下水道管が敷かれ下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用。
使用料	下水道事業を使用する際の利用料金。終末処理場で汚水を処理する費用や下水道管の清掃、補修など、施設を維持管理する費用の一部に使われる。
使用料単価	使用料の対象水量1m ³ 当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。 (算式)使用料÷年間総有収水量 円/m ³
人口問題研究所	厚生労働省の施設等機関で、日本の将来推計人口・世帯数(全国・地域)の作成・公表を行っている。正式な名称は「国立社会保障・人口問題研究所」。
水洗化率(接続率)	下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。
ストック マネジメント計画	長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行い、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化することを目的とした計画。
た行	
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される。 法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。 一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は発生主義・複式簿記方式により経理が行われる。
長期前受金 (戻入)	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻入」として収益化する。
な行	
農業集落排水事業	農村地域の生活環境向上や農業用水の水質保全などを目的に、各家庭のトイレやお風呂などから出た汚水を下水道管を通じて処理場に集め、汚水処理を行ったのち、川に放流する。
は行	

PFI	民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法である。PFIは民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。
PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:公民連携)と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。
包括的民間委託	従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質などの一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施など民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ。
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計をいう。
流域関連 公共下水道	流域下水道に接続して下水を流す公共下水道 本市は、五条川右岸流域、五条川左岸流域である。
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管渠の一部及び処理施設の設置管理するものをいう。
累進度	従量使用料の負担の公平性を示す指標 (算式)水量区分の最高単価 ÷ 最低単価